

# BUSINESS RULE

倫理綱領・行動規準 2019

---

アムウェイ・ビジネスルール

改定日 2018年9月1日



日本アムウェイ合同会社  
〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町7-1  
www.amway.co.jp



※記載事項の無断使用を禁止します。18080JAK

AJ40

AMWAY JAPAN 1979-2019

# Contents

1. 序文	4
2. アムウェイ倫理綱領・行動規準	5
2.1 アムウェイ倫理綱領	5
2.2 アムウェイ行動規準	5
3. ディストリビューター資格	6
3.1 資格取得申請条件	6
3.2 ディストリビューター資格取得	7
3.3 パートナー登録	7
3.4 ビジネス活動の開始	8
3.5 資格の有効期限	8
3.6 資格更新	8
3.7 資格解約	9
3.8 法人登録	10
3.9 資格切替	10
3.10 ディストリビューター資格の移行（販売）	10
3.11 二重登録の禁止	10
3.12 資格審査	11
4. ディストリビューターの責任と義務	12
4.1 ディストリビューターの義務	12
4.2 アムウェイ商品のディストリビューター間での売買	12
4.3 店頭販売、不特定多数への広告、宣伝、勧誘等の禁止	13
4.4 商品販売時の義務と禁止行為	13
4.5 書面の交付義務	14
4.6 返品・交換	14
4.7 アムウェイ・ビジネスの妨害の禁止	15
4.8 海外のアムウェイとの関わり	15
4.9 商品販売実績とボーナス	15
4.10 不在在庫の禁止（70%ルール）	15
4.11 未承諾の広告メール・ファクシミリ	16
4.12 デジタルコミュニケーション	16
4.13 アムウェイ・セールス & マーケティング・プランの操作	16
4.14 登録情報の変更	16
4.15 個人情報保護	16
4.16 現金取引の原則	17
5. スポンサーの責任と義務	18
5.1 スポンサーの義務	18
5.2 スポンサー活動における禁止行為	20
5.3 ゼロトレランス・ポリシー	22
6. スポンサー系列の保全	22
6.1 アムウェイ以外でのネットワーク利用の禁止	22
6.2 資格の再申請	23
6.3 解約・失効後のスポンサー系列	23
6.4 スポンサー系列の移動	24
6.4.1 6カ月無活動ルール	25
6.4.2 2年間無活動ルール	25
6.4.3 無活動の定義	25
6.4.4 ポイント補償制度	25
6.4.5 夫婦の登録	26
6.4.6 異議申し立て	26
6.5 離婚	26
6.5.1 離婚後の再登録	26

6.5.2	離婚分割	26
7.	ミーティング開催、ビジネス・サポート・マテリアル (BSM)	27
7.1	ビジネス・サポート・マテリアル (BSM) および BSM 活動	27
7.2	収支報告	27
7.3	記録の禁止	27
7.4	イベント、ラリー、セミナー、ミーティング等の開催	28
8.	アムウェイの商標などの使用	29
8.1	商標及び著作物の使用	29
8.2	ディストリビューターの名刺	29
9.	資格の承継	30
9.1	死亡および相続	30
10.	その他の条項	32
10.1	ディストリビューターとアムウェイの関係	32
10.2	アムウェイによるビジネス活動内容の確認	32
10.3	小売価格設定	32
10.4	所得申告	32
11.	違反に係る措置	33
11.1	制裁措置	33
11.2	違反の共謀、誘発	33
11.3	複数の違反	34
11.4	規則の不正回避の禁止	34
11.5	系列上位ディストリビューターによる違反に基づく下位ディストリビューターへの措置	34
12.	インターナショナル・レビューパネル	34
12.1	インターナショナル・レビューパネルへの異議申し立て申請の届出手順	34
12.2	日本アムウェイの決定の効力	35
	アムウェイ倫理綱領・行動規準 2019 細則	35
	グッド・スタンディング・ポリシー / 模範的な行動の実践者であること	43
	ビジネス・サポート・マテリアル (BSM) 規則	45
	ビジネス・サポート・マテリアル (BSM) 制作ガイドライン	54
	ミーティングおよびイベントにおける第三者の知的財産の使用に関する指針	65
	デジタルコミュニケーション・スタンダード	69
	ディストリビューター資格の移行 (販売) 規則	93
	ゼロトランス・ポリシー	95
	インターナショナル・スポンサリング・ポリシー	98

# 1. 序文

「アムウェイ倫理綱領・行動規準」は以下の内容を目的として定められています。

1. ディストリビューターおよびアムウェイ・ビジネスの保護
2. アムウェイ・ビジネスの健全な発展
3. 「自由」「家族」「希望」「報われること」から成る創業者の理念、「アムウェイは、人々がよりよい暮らしを実現するためのパートナーとなることを目指す / Partners for a Better Life」というビジョンの十分な理解の促進
4. アムウェイ・ビジネスを行う際の心構え(倫理綱領)と、ディストリビューターが遵守すべき責任と義務(行動規準)の伝達
5. 違反によってアムウェイあるいは他のディストリビューターとの信頼関係を損なった場合の処分・罰則の明示

**私たちは約束します。**

1. オーバートークはいたしません。
2. 系列の保全を第一に考えます。
3. 過剰在庫はいたしません。

## 2. アムウェイ倫理綱領・行動規準

### 2.1 アムウェイ倫理綱領

- 2.1.1 ディストリビューターは、自分の行動が、自分自身のビジネスのみならず他のディストリビューターのビジネス、ひいてはアムウェイ・ビジネス全体のイメージ形成にとって大きな影響を持つものであることを認識し、法を遵守し、円満な人格、率直さをもって、良き市民として常に責任ある行動をとらなければなりません。
- 2.1.2 ディストリビューターは、アムウェイ商品およびアムウェイ・ビジネスを他人に紹介する際には、真実のみを正直な態度で説明するものとします。
- 2.1.3 ディストリビューターは、何よりもお客様を大切にしなければなりません。万一、お客様から商品に関する苦情を受けた場合には、アムウェイの規定に従い、謙虚な態度で迅速に処理することが必要です。
- 2.1.4 ディストリビューターは、このビジネスが良好な人間関係の基に、信頼関係を醸成した上で成り立つビジネスであることを自覚し、常に相手の立場を尊重し、真摯な態度で対応しなければなりません。

### 2.2 アムウェイ行動規準

- 2.2.1 この行動規準は、アムウェイ・ビジネスとディストリビューターの行動に関する規則です。ディストリビューターは、健全なアムウェイ・ビジネスの維持・発展のためにこの行動規準を誠実に遵守しなければなりません。[注]本文中に述べられているアムウェイとは、日本アムウェイ合同会社を指しています。また、その他の用語については、必要に応じて「アムウェイ・ビジネスの概要」を参照してください。

## 3. ディストリビューター資格

### 3.1 資格取得申請条件

ディストリビューター資格取得申請者は、以下の条件を満たしていなければなりません。これは資格取得後に追加されるパートナーも同様です。アムウェイが開業している全マーケットにおいて初めてスタートするビジネス(No.1ビジネス)は、実際に居住している国で登録することが義務付けられます。

3.1.1 満 20 歳以上であること。

3.1.2 学生でないこと。

3.1.3 外国籍の場合、有効な在留カードを所持し、日本国内でのスポンサー活動および販売活動が認められる在留資格を得ていること。

3.1.4 公務員法等の関連法令や就労上の規定を遵守した上で申請していること。

3.1.5 6.4 「スポンサー系列の移動」の各規則に違反していないこと。

3.1.6 3.7.2 「アムウェイが解約する場合」に規定するような状態にないこと。

3.1.7 4.14 「個人情報保護」に規定する個人情報の取り扱いについて同意していること。

3.1.8 過去にアムウェイから解約措置を受けていないこと。これは海外のアムウェイにおける措置も含みます。

3.1.9 個人または 3.3 「パートナー登録」に定める条件を満たした夫婦もしくは親子の組み合わせであること。

3.1.10 配偶者がディストリビューター資格またはアムウェイ ショッピング メンバー資格を有していないこと。

## 3.2 ディストリビューター資格取得

- 3.2.1 アムウェイは、独自の判断で、ディストリビューター登録もしくは更新の申請を受諾または拒絶する権利を有します。
- 3.2.2 申請者は、アムウェイの審査・承認を得て、ディストリビューター資格を取得することができます。
- 3.2.3 ディストリビューター資格取得後に、以下が判明した場合、そのディストリビューター資格は無効となります。
- ① 3.1. 「資格取得申請条件」を満たしていないこと。
  - ② 資格取得申請者が他人名義（家族の名義を含む）、架空の名義、または虚偽の情報（住所など）を使用して虚偽の申請を行うこと。

## 3.3 パートナー登録

ひとつのディストリビューター資格に登録できるのは、個人または夫婦・親子の組み合わせに限ります。また、夫婦が共にディストリビューター資格登録を希望するときにはひとつの資格として登録しなければならず、別々の資格として登録することはできません。また、ひとつの資格に三世代以上の者が加わることはできません。パートナー追加の場合、アムウェイの承認を得なければなりません。なお、それぞれのパートナーは連帯してディストリビューターとしての責務を負います。

### 3.3.1 夫婦の登録

ディストリビューター同士が結婚した場合などの例外を除いて、夫婦は別々にディストリビューターとして登録することはできません。夫婦双方がディストリビューター資格取得を望むときには、必ずひとつの資格にパートナーとして登録してください。配偶者がすでに登録している場合は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準細則」に従ってパートナー追加の申請をしてください。アムウェイ・ビジネスでは夫婦はひとつの単位としてみなされ、双方がそのディストリビューター資格を共同で運営しているものとみなされます。そのため、ディストリビューターの配偶者がパートナーとして登録していない場合であっても、その配偶者の行為が登録しているディストリビューターの求めに応じ、または許可を得て行われたも

のとみなされます。そのため未登録の配偶者が「アムウェイ倫理綱領・行動規準」をはじめ、アムウェイの諸規則に反する行為を行った場合には、登録しているディストリビューターがその責任を負うものとします。

### 3.4 ビジネス活動の開始

アムウェイがディストリビューター資格取得申請を審査・承認した場合、「ID カード」ならびに「契約書面(アムウェイ・ビジネス ハンドブック)」が送付されます。ディストリビューターは、「ID カード」ならびに「契約書面(アムウェイ・ビジネス ハンドブック)」を受け取った時点からビジネス活動を開始することができます。ディストリビューターは、ディストリビューターではない者にビジネス活動をさせてはいけません。ここでいうビジネス活動とは、アムウェイ商品の仕入・販売、スポンサー活動、ディストリビューター(家族を含む)のビジネス活動の手伝い、ミーティング(ラリー、セミナーを含む)の主催、参加等の活動をいいます。ただし、スポンサー活動を行うには別途「スポンサー活動資格」の取得が必要です。

### 3.5 資格の有効期限

新規登録されたディストリビューターの資格の有効期限は、資格登録日の翌年 12 月末日までとなります。既存登録のディストリビューターは会社が定めた資格有効期限までの年会費を支払い、資格の更新手続きをすることによって期限まで延長されます。

資格有効期限は登録または資格の更新手続きにより翌年の資格有効期限月の末日までとなります。

#### ●資格有効期限月：

- ・資格登録日が 2012 年 1 月 1 日から 2018 年 8 月 23 日までの方は、資格登録日が属する月
- ・資格登録日が 2011 年 12 月 31 日まで、または 2018 年 8 月 24 日以降の方は、12 月

ただし、資格有効期限 2019 年 1 月の方から、順次月割り年会費での特別更新手続きにより、2019 年末までにディストリビューター全員の資格有効期限月は 12 月に統一されます。

### 3.6 資格更新

ディストリビューターが資格を更新するには、資格有効期限内に所定の年会費を支払い、アムウェイの承認を得なければなりません。アムウェイが承認できない場合、初年度年会費をお支払の方にはお支払いいただいた年会費は直接本人に返金しま

す。ただし、本人がアムウェイに対して債務を負っている場合、アムウェイは払込み済みの年会費からその債務を差し引きます。また、資格有効期限内に所定の年会費が支払われなかった場合には、その資格は失効となります。その場合、初年度年会費をお支払の方にはお支払いいただいた年会費は返還されません。なお、資格有効期限内に更新手続きを取らなかったためディストリビューター資格が失効した場合、系列上位 DD およびアムウェイが承認すれば、アムウェイ所定の期限後更新期間内に更新手続きを行うことにより、期限後更新をすることができます。

なお、アムウェイは自らの判断でディストリビューター資格の更新の可否を決定します。

## 3.7 資格解約

### 3.7.1 ディストリビューターが解約する場合

ディストリビューターは、資格有効期限内であればいつでもその資格を解約することができます。

後日、初年度年会費をお支払いの方には、直接解約者本人に返金します。また、資格有効期限内に更新手続きを完了し、かつ次年度の年会費を納付した後であっても、資格有効期限内に解約手続きをした場合には、初年度年会費(お支払いの方のみ)および納付済みの次年度年会費を返金いたします。

### 3.7.2 アムウェイが解約する場合

アムウェイは、ディストリビューターが以下のいずれかに該当すると判断した場合、そのディストリビューター資格を解約することができます。資格解約日は、アムウェイが資格解約通知書に記載した日付とします。

- ①特定商取引に関する法律、割賦販売法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という)、健康増進法、その他関連法令に違反する行為、または犯罪など社会秩序に反する行為を行った場合。
- ②財産状態が著しく悪化した場合(破産の申し立て、支払い不能、手形・小切手の不渡り、仮差押え・仮処分・強制執行を受けたとき、または滞納処分による差押えを受けたとき、アムウェイに対する既払ボーナスの返還債務等の債務が定められた期限内に弁済されないとき等)や、成年後見制度の適用を受けるに至った場合等、健全なアムウェイ・ビジネスの継続が困難になった場合、または、アムウェイ・ビジネスを健

全に運営するために必要な理解や判断を行うことができないと、アムウェイが判断した場合。

- ③アムウェイのイメージを著しく損なった場合。
- ④「アムウェイ倫理綱領・行動規準」その他のアムウェイの規定に違反した場合。

### 3.8 法人登録

エメラルド DD 資格を更新したディストリビューターおよびダイヤモンド DD 以上の資格を有しているディストリビューターは、所定の手続きにより申請し、アムウェイの承諾を得た場合、法人ディストリビューターへその資格を変更することができます。アムウェイと契約できる法人はアムウェイ・ビジネスだけを事業内容とするものに限ります。

### 3.9 資格切替

ディストリビューターは、資格有効期限内であればいつでもショッピングメンバーに資格を切り替えることができます。ただし資格解約後または失効後にショッピングメンバーになる場合は新規の入会手続きが必要となります。なお、他系列への資格切替には 6.4.4 「ポイント補償制度」が適用されます。

### 3.10 ディストリビューター資格の移行（販売）

ディストリビューターは、アムウェイが別途定める「ディストリビューター資格の移行（販売）規則」に基づいて、別のディストリビューターにそのディストリビューター資格を販売することができます。ただし、いかなる場合でも、アムウェイは独自の判断で、売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。

### 3.11 二重登録の禁止

以下の 4 つの場合を除いて、個人または夫婦が 2 つ以上のディストリビューター登録をすることはできません。

- ①ディストリビューター同士が結婚した場合。この場合には、双方のディストリビューター資格を維持するか、いずれかの資格を解約するかを選択することができます。
- ② 3.10 「ディストリビューター資格の移行（販売）」に則って、またはアムウェイとの協議の上で、他のディストリビューター資格を買い取った場合。
- ③ 9 「資格の承継」に則り、他のディストリビューター資格を相続した場合。
- ④承継が目的であるとアムウェイが認める場合において、自身の親のディストリ

ビューター資格にパートナー追加をする場合。

## 3.12 資格審査

### 3.12.1 ダイレクト・ディストリビューター (DD)の資格

ディストリビューターが 所定の DD 資格認定条件を達成し、資格審査後、所定の資格認定試験に合格し、必要書類を提出した上でアムウェイが DD として正式認定します。正式認定された DD は、「契約書面(アムウェイ・ビジネス ハンドブック)」に定める「ダイレクト・ディストリビューター規約」を遵守しなければなりません。

### 3.12.2 エメラルド・ダイレクト・ディストリビューター (DD)以上の資格

ディストリビューターがエメラルド・ダイレクト・ディストリビューター (DD)以上の資格を目指す際には、所定のコンプライアンス教育を受講しその認定の対象となるディストリビューターならびにその系列下位のディストリビューターに対して周知し、健全なグループ構築していること。

### 3.12.3 資格認定

ディストリビューターが有資格シルバー・プロデューサー (SP)以上の資格取得条件を達成した場合、アムウェイはその内容を審査し、正式に認定するか否かを決めます。また、アムウェイは、資格認定にあたって、その認定の対象となるディストリビューターならびにその系列下位のディストリビューターに対し、資格認定後、当該資格取得条件を未達成とするような返品等があった場合、当該資格は遡って未達成とする旨の誓約を行わせる場合があります。なお、審査にあたってアムウェイは、審査対象者やその系列下位ディストリビューターに対し、必要な調査(製品の配送先調査、小売販売状況、ビジネス内容報告書等の審査、ディストリビューターへの事情確認等)を行うことができ、調査結果が資格認定に影響する場合があります。また、SP 達成者が外国籍の場合、有効な在留カードおよび必要に応じて資格外活動許可書のコピーを提出していただく場合があります。

## 4. ディストリビューターの責任と義務

### 4.1 ディストリビューターの義務

ディストリビューターは、特定商取引に関する法律、割賦販売法、医薬品医療機器等法、健康増進法、その他の関連法令、アムウェイ・セールス & マーケティング・プラン、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「アムウェイ倫理綱領・行動規準細則」を厳守しなければなりません。必要に応じ規則の変更があり、アムウェイから広報物、ホームページ等を通じての通知があった場合にも、これを厳守するものとします。また、すべてのディストリビューターは、アムウェイの理念を実行し、誠実かつ公正なビジネスを行わなければなりません。ディストリビューターやアムウェイのレピュテーション、イメージを傷つけるような行為を行ってはなりません。またアムウェイ・ビジネスと無関係なものであっても、法令に違反する行為、違法または不正な事業活動など社会秩序に反する行為は禁止となります。

- 4.1.1 系列上位ディストリビューターは、系列下位ディストリビューターが法令ならびに「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守していることを見守り、万一違反があれば直ちに改めさせ、その違反事実を、直ちにアムウェイに報告しなければなりません。
- 4.1.2 ディストリビューターはアムウェイが行うビジネス活動に関する調査に対し、アムウェイから協力要請を受けた場合、直ちにそれに応じなければなりません。また、アムウェイより、ビジネス活動に関わる調査のため、アムウェイ所定の書面の提出を求められた場合、直ちに提出しなければなりません。
- 4.1.3 ディストリビューターは、1.「序文」に定める目的を達成するためにアムウェイが必要と判断するプログラムに参加しなければなりません。また、ディストリビューターは、1.「序文」に定める目的を達成するためにアムウェイが必要と判断するテストを受け、かつそのテストに関しアムウェイが定める条件を満たさなければなりません。

### 4.2 アムウェイ商品のディストリビューター間での売買

ディストリビューター間でアムウェイ商品の売買ができるのは、パーソナル・グループ(21%系列を含まないグループ)内であって、系列上位から系列下位のディストリビューターに対するものに限られます。

### 4.3 店頭販売、不特定多数への広告、宣伝、勧誘等の禁止

商店、バザー、インターネット(例：オークション)、SNS、スマホアプリ、物品の販売を行う商店以外の店舗などでアムウェイ商品を販売、陳列、展示、宣伝することや、アムウェイ・ビジネスの広告、宣伝、勧誘をすること、そしてこのような行為をする第三者にアムウェイ商品を販売することは禁止されています。ただし、オンライン上でのアムウェイの商品やビジネスに関する広告については、別途定める「デジタルコミュニケーション・スタンダード」を遵守してください。

### 4.4 商品販売時の義務と禁止行為

ディストリビューターはアムウェイの商品やサービスを勧めるときには、アムウェイの提供する各種の資料や商品ラベルに従って正確な情報を提供しなければいけません。また、アポイントのときから、氏名ならびにアムウェイのディストリビューターであること、アムウェイ商品の販売の目的であること、商品の種類について明確に相手に伝え、承諾した旨を確認しなくてはなりません。

以下のような行為は禁止されています。

- 4.4.1 事実でないことを告げること。
- 4.4.2 重要な事実を告げないこと。
- 4.4.3 威迫したり、困惑させたりすること。
- 4.4.4 迷惑を覚えさせるような行為をすること。
- 4.4.5 相手の知識、判断力、経験や財産の状況に照らして不相当と思われる販売活動を行うこと。
- 4.4.6 相手の生活状況に照らして通常必要とされる分量を著しく超えた量の販売を行うこと。
- 4.4.7 実需の伴わない発注や発注操作等を行うこと、また、そのような行為を勧める、もしくは要求すること。
- 4.4.8 他系列のディストリビューターまたはショッピングメンバーに対して商品を販売すること、また、他系列のディストリビューターから商品を購入する

こと。

- 4.4.9 他社およびその商品、サービスを誹謗・中傷したり、それらのイメージを傷つけたりするような行為をすること。
- 4.4.10 デモンストレーションや製品説明に日本アムウェイが提供する以外の他社製品との比較資料、方法を用いること。
- 4.4.11 自家使用または自家消費のみを目的としたアムウェイ商品を小売りまたは再販すること。また、酒類を小売りまたは再販すること。
- 4.4.12 返品可能期限が切れた商品、または返品可能期限内であっても賞味期限が切れた商品を小売りまたは再販すること。
- 4.4.13 ソーシャルメディア、イベント、集まり等で、相手の恋愛感情を利用し、もしくは親切さを感じさせ、相手の心理的負担を利用して、アムウェイ商品を販売する相手を見つけること、または、商品購入させること。
- 4.4.14 アムウェイ商品またはアムウェイ・ビジネスに関する販売促進物を制作・使用・販売・提供・宣伝すること。ただし、所定のピン・レベルの資格を有しているディストリビューターについては、別途定める「ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)規則」に従って、アムウェイが事前に承認した場合のみ、これらの販売促進物を制作することができます。

## 4.5 書面の交付義務

ディストリビューターは、アムウェイ商品をお客様やショッピングメンバー、他のディストリビューターに販売する場合には、「販売伝票」を必ず交付し、クーリング・オフを含む返品に関する規定などの重要事項の説明をしなければなりません。また、アムウェイが「販売伝票」の控えを提出するよう求めた場合は、速やかに提出しなければなりません。

## 4.6 返品・交換

アムウェイ商品の購入・返品は、ディストリビューターまたはショッピングメンバー、お客様の自由な意思に基づいて行われなければなりません。ディストリビューターは、アムウェイ商品を販売したお客さまやディストリビューターまたはショッピング

メンバーからアムウェイの「返品および交換規定」にもとづき返品・交換の要望があったときには、ただちにその手続きを行わなければなりません。

なお、返品は必ず商品を購入したスポンサー系列にて手続きしてください。購入したときと異なるスポンサー系列から返品することは禁止されています。

#### 4.7 アムウェイ・ビジネスの妨害の禁止

アムウェイ、アムウェイ・ビジネスまたは他のディストリビューターを誹謗・中傷することは禁止されています。

#### 4.8 海外のアムウェイとの関わり

4.8.1 アムウェイ商品を輸出または海外のアムウェイ商品を輸入して販売することはできません。ディストリビューターの自己消費を目的として、アムウェイ商品の海外への持ち出し、海外のアムウェイ商品の国内への持ち込みは認められます。ただしその許容範囲は、年間で1,000米ドルを目安とし、本人の手荷物として運べる範囲に限定されます。

4.8.2 日本国内において、海外のアムウェイのインターナショナル・スポンサー活動をし、そのディストリビューター登録をさせてはなりません。

4.8.3 海外におけるビジネス活動に際しては、「インターナショナル・スポンサーリング・ポリシー」を遵守してください。

4.8.4 日本の国外において、アムウェイ・ビジネスに直接的、または間接的に携わるディストリビューターは、その国のディストリビューターとして登録している、していないにかかわらず、その国の法律、および当該国のアムウェイの規則、規制、方針、処理事務に従う必要があります。

#### 4.9 商品販売実績とボーナス

ディストリビューターは、アムウェイ・セールス&マーケティング・プランに基づいて、その実績に応じたボーナスを受け取ることができます。アムウェイ商品の返品があった場合には、アムウェイは「返品および交換規定」に従って、返品者ならびにその系列上位のディストリビューターのボーナスを調整(相殺)します。

#### 4.10 不要在庫の禁止 (70% ルール)

不要在庫を持つことは禁じられています。ディストリビューターは月間購入実績の

少なくとも 70% を小売り販売、または自家使用により流通させなければならず(これを 70% ルールといいます。)、また残りの在庫も翌月末までに流通させなければなりません。

#### 4.11 未承諾の広告メール・ファクシミリ

承諾を得ていない相手に対してアムウェイ商品またはアムウェイ・ビジネスの広告にあたる電子メールやファクシミリを送ることはできません。

#### 4.12 デジタルコミュニケーション

デジタルコミュニケーションとは、テキスト(文字)、画像、動画、音声、その他情報を電子的にコンピューターや携帯端末を使用して送信することです。これにはすべてのオンライン上のコミュニケーションが含まれ、電子メール /SMS、ソーシャルメディアやメッセージアプリ(Facebook<sup>®</sup>、Instagram<sup>®</sup>、Twitter<sup>®</sup>、YouTube<sup>®</sup>、Line<sup>®</sup>、WeChat<sup>®</sup>、WhatsApp<sup>®</sup>、Snapchat<sup>®</sup> など)、ブログ、ホームページ、ポッドキャスト、ライブストリーミング、モバイル・アプリケーション、掲示板 /フォーラム、デジタルイベントなどを活用しますが、この限りではありません。ディストリビューターによるアムウェイのビジネス、商品またはサービスに関する直接的または間接的なすべてのデジタルコミュニケーションには、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「BSM 規則」、「BSM 制作ガイドライン」および関連法令等がすべて適用されます。オンライン上のディストリビューター活動については、別途定める「デジタルコミュニケーション・スタンダード」を遵守してください。

#### 4.13 アムウェイ・セールス & マーケティング・プランの操作

いかなる場合にも、系列の操作を行ったり、実需の伴わない発注や発注操作を行ったりしてはなりません。

#### 4.14 登録情報の変更

登録情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等)に変更があったときには、速やかにアムウェイ所定の方法で届け出てください。

#### 4.15 個人情報保護

アムウェイ・ビジネスによって知り得た個人情報(アムウェイから提供を受けた個人情報を含み、以下「個人情報」という。)の取り扱いについては、以下の事項を遵守しなければなりません。この規定はディストリビューター資格の解約または失効後も効力を有するものとします。

- 4.15.1 個人情報を取得する際には、アムウェイ・ビジネスに利用するという個人情報の利用目的を十分に説明するとともに、適法かつ公正な手段によって取得してください。
- 4.15.2 個人情報をアムウェイ・ビジネス以外の目的で利用することはできません。
- 4.15.3 個人情報の紛失、漏えい、不正アクセス等を防止し、個人情報を安全に管理するために必要な措置を講じなければなりません。また、アムウェイが個人情報の管理状況について調査をする場合には、この調査に協力します。
- 4.15.4 個人情報を、本人の同意なく第三者に開示・提供してはいけません。また、個人情報を他の人と共有することも、本人の同意を得ていなければ行ってはいけません。
- 4.15.5 個人情報の紛失、漏えい、不正アクセス等の事故が生じた場合には、直ちにアムウェイに対して報告しなければなりません。

## 4.16 現金取引の原則

アムウェイ商品の購入・販売は、原則として現金取引です。ただし、アムウェイが認める商品、範囲および方法で、アムウェイ商品の購入に際し、アムウェイ・クレジットおよびクレジットカード(アムウェイカード含む。)を利用することができます。利用に際しては、次の事項を遵守しなければなりません。

- ①アムウェイ商品は、自家使用のために購入されなければなりません。小売りのための仕入やプレゼント、サンプリング等のための仕入等に使うことはできません。
- ②名義の貸し借り(家族間の貸し借りも含む)、架空名義の使用、虚偽の内容での申請等、不正なクレジット取引を行ってはなりません。
- ③発行会社が定める会員規約等を遵守しなければなりません。
- ④クレジットカードを利用したキャッシング、ローン、リボ払い等によりアムウェイ商品の購入資金を借り入れてはなりません。
- ⑤クレジットカードを利用して一括払いでアムウェイ商品を購入した後に分割払いやリボルビング払い等に支払方法を変更してはなりません。
- ⑥ディストリビューター資格が解約された場合または失効した場合、アムウェイ

カードを利用できなくなる場合があります。

- 4.16.1 ディストリビューターは、アマウェイの商品購入および販売において、クレジットやローン等の消費者信用のあっせんをすることはできません。

## 5. スポンサーの責任と義務

### 5.1 スポンサーの義務

すべてのディストリビューターは、自分自身のアマウェイ・ビジネスに責任があります。スポンサーや系列上位ディストリビューター（DD 含む）からの適切なサポート、トレーニング、モチベーションもグループの持続的な成長のために必要です。一方で、スポンサーや系列上位ディストリビューター（DD 含む）の行為は、系列下位ディストリビューターのビジネスの独立性や個人の努力を妨げたり、アマウェイと各ディストリビューターとの関係に不適切に介入したりすることは絶対にあってはなりません。そのような行為はアマウェイ・セールス & マーケティング・プランの不正操作ともみなされます。アマウェイは、スポンサーや系列上位ディストリビューター（DD 含む）の関与が適切であり、アマウェイ倫理綱領・行動規準に準拠しているかどうかを判断するための審査権限を有します。行き過ぎた関与やセールス & マーケティング・プランの不正操作が認められた場合、資格不認定および／または倫理綱領・行動規準に基づいて適切な措置を講じます。スポンサーや系列上位ディストリビューター（DD 含む）は「アマウェイ倫理綱領・行動規準細則」に定められているとおり、適切なサポートを提供してください。

スポンサー活動を行うときは、以下の内容を遵守してください。

- 5.1.1 「3. ディストリビューター資格」に定められている資格取得条件などを満たしていない人に対しスポンサー活動をすることや、アマウェイ・ビジネスに関するミーティングに参加させる等、ディストリビューター登録に関するビジネス活動を行うことはできません。
- 5.1.2 スポンサー活動を行うためには、スポンサー活動資格を取得し、所定の更新手続きをしなければなりません。
- 5.1.3 スポンサーする際は、スポンサーする相手に、「概要書面(アマウェイ・ビジネスの概要)」を無償で交付しなければなりません。

- 5.1.4 ディストリビューター資格取得申請は、申請者自身によって手続きが行われなければなりません。また申請者本人以外の住所や電話番号で登録させることはできません。
- 5.1.5 ディストリビューター資格取得、パートナー追加登録、スポンサー活動資格認定制度、商品発注など、その他全てにおいて代理での申請(手続き)を行ってはなりません。
- 5.1.6 アムウェイ・ビジネスの説明では、「概要書面(アムウェイ・ビジネスの概要)」およびアムウェイ発行の販売促進資料、視聴覚資料、広報物等を利用して、アムウェイ・ビジネスおよびアムウェイ・セールス & マーケティング・プランとその他報酬制度を説明しなければなりません。以下の重要事項は十分に説明し、理解してもらってください。
- ①資格には有効期限があり、会社が定める有効期限までの年会費が必要であること。
  - ②アムウェイ・ビジネスでの収入は、努力に見合った報酬であり、収入が保証されているものではないこと。またスポンサー活動だけでは収入を得ることができないこと。
  - ③アムウェイ・ビジネスは無理のない自己資金の範囲で行うべきものであること。
  - ④クーリング・オフ、「100%現金返済保証制度」、「在庫製品引取制度」や、ディストリビューター資格解約について。
  - ⑤商品の種類や性能、品質について。
  - ⑥その他、ディストリビューター登録や商品購入の判断に影響をおよぼす事項について。
- 5.1.7 ディストリビューターの収入は、アムウェイが公表した最新の平均ボーナス取得額を使い説明してください。
- 5.1.8 ショッピングメンバーのスポンサリング  
ショッピングメンバーをスポンサーするには以下の内容を遵守してください。
- ①ショッピングメンバー入会申請を行う前に、スポンサーディストリビューターは、その申請が「アムウェイ ショッピングメンバー」規約の条件を満たしたものであることを確認しなければなりません。

- ②ショッピング メンバー入会申請者に「アムウェイ ショッピング メンバー」規約に基づき十分な説明をして、規約を十分に理解してもらった上で、申請手続きは申請者自身が行わなくてはなりません。
- ③ポイント補償期間中のショッピング メンバーに対して、アムウェイ商品を販売してはなりません。

5.1.9 アムウェイは、ディストリビューター番号(ショッピング メンバーの場合はお客様番号)・氏名・住所・電話番号・購入および返品実績等の個人情報を取り扱います。スポンサーは、ディストリビューター資格申請者に対しては「概要書面(アムウェイ・ビジネスの概要)」、ショッピング メンバー入会申請者に対しては「アムウェイ カタログ」に記載された、「個人情報の取り扱いについて」に関して説明し、申請者の同意を得てください。

## 5.2 スポンサー活動における禁止行為

スポンサー活動をするときおよび他のディストリビューターに対し教育等をするとき、以下の行為は禁止されています。

- 5.2.1 アポイントの時に、以下のことを明示せずにスポンサリング活動すること。また、アムウェイに関する説明を受けることを認識し承諾した旨を確認していない人にスポンサー活動すること。
  - ①自身の氏名
  - ②アムウェイのディストリビューターであること
  - ③アムウェイ・ビジネスへの勧誘が目的であること
  - ④アムウェイ商品の種類および返品規定
  - ⑤更新時の年会費の負担について
- 5.2.2 アムウェイ・ビジネスへの勧誘が目的であることを告げずに、一般の人が出入りしない場所でスポンサリング活動すること。
- 5.2.3 アムウェイ商品の購入を強要したり、義務付けたりすること。また、仕入れ・在庫・販売等のノルマを課したり、ビジネス活動を強要したりすること。
- 5.2.4 3. 「ディストリビューター資格」ならびに「アムウェイ ショッピング メン

バー規約」に違反するようなディストリビューター資格取得申請ならびにショッピングメンバー資格取得申請を手伝ったり、示唆したりすること。また、3.1「資格取得申請条件」で定める条件を満たさない者に対し、スポンサー活動をしたり、アムウェイ・ビジネスに関するミーティングに参加させたりする等ディストリビューター登録に関するビジネス活動を行うこと。

- 5.2.5 本人に無断でディストリビューターやショッピングメンバーに登録したり、アムウェイから商品購入を行ったりすること。
- 5.2.6 事実ではないことを告げること。
- 5.2.7 重要な事実を告げずに勧誘すること。
- 5.2.8 威迫したり困惑させたりすること。
- 5.2.9 迷惑を覚えさせるような行為をすること。
- 5.2.10 相手の知識、判断力、経験や財産の状況に照らして不相当と思われる勧誘活動を行うこと。
- 5.2.11 ショッピングメンバーに、販売またはスポンサー活動をさせること。
- 5.2.12 系列の操作を行うこと。さらに、そのような行為を勧める、もしくは要求すること。
- 5.2.13 本来のスポンサー以外のディストリビューターの下で登録することを勧める、もしくは要求すること。
- 5.2.14 他人にアムウェイ商品の購入資金の借入れを勧めたり、購入資金の提供をしたりすること。
- 5.2.15 他系列のディストリビューターやショッピングメンバーをスポンサーすること。またはそのために勧誘すること。

- 5.2.16 ソーシャルメディア、イベント、集まり等で、相手の恋愛感情を利用しもしくは親切さを感じさせ、相手の心理的負担を利用してアムウェイ・ビジネスへ勧誘する相手やアムウェイ商品を販売する相手を見つけること、または、登録や商品購入させること。

### 5.3 ゼロトレランス・ポリシー

アムウェイが開業していない国でビジネス活動を行うことはできません。万一、これらの活動があった場合、アムウェイはディストリビューター資格解約処分やビジネス活動の停止などの措置を行う場合があります。詳細については、「ゼロトレランス・ポリシー」(95 ページ)をご確認ください。

## 6. スポンサー系列の保全

### 6.1 アムウェイ以外でのネットワーク利用の禁止

アムウェイのネットワークは、アムウェイ・ビジネスを紹介していくためのアムウェイ固有の財産であり、ディストリビューターはこのネットワークを他の目的に利用したり、このネットワークに関する情報を第三者に開示したりすることはできません。以下のような行為は禁止されています。この禁止規定はディストリビューター資格失効後も効力を有します。なお、未登録の配偶者がこれらの違反行為を行った場合には、登録のあるディストリビューターがその責任を負います。また、過去に夫婦以外でパートナーを組んでいて、その一方が脱退した場合、脱退したパートナーがこれらの違反行為を行った場合も、同様に残留したパートナーがその責任を負います。

- 6.1.1 アムウェイ商品以外の商品または役務を他のディストリビューターまたはショッピングメンバーに勧めたり販売したりすること。
- 6.1.2 アムウェイ・ビジネスに関係のない活動(政治・宗教・他社ビジネス等、ただしこれらに限りません)のために、アムウェイのネットワークを利用すること。
- 6.1.3 アムウェイ、アムウェイ・ビジネスまたは他のディストリビューターを誹謗・中傷・侮辱すること。

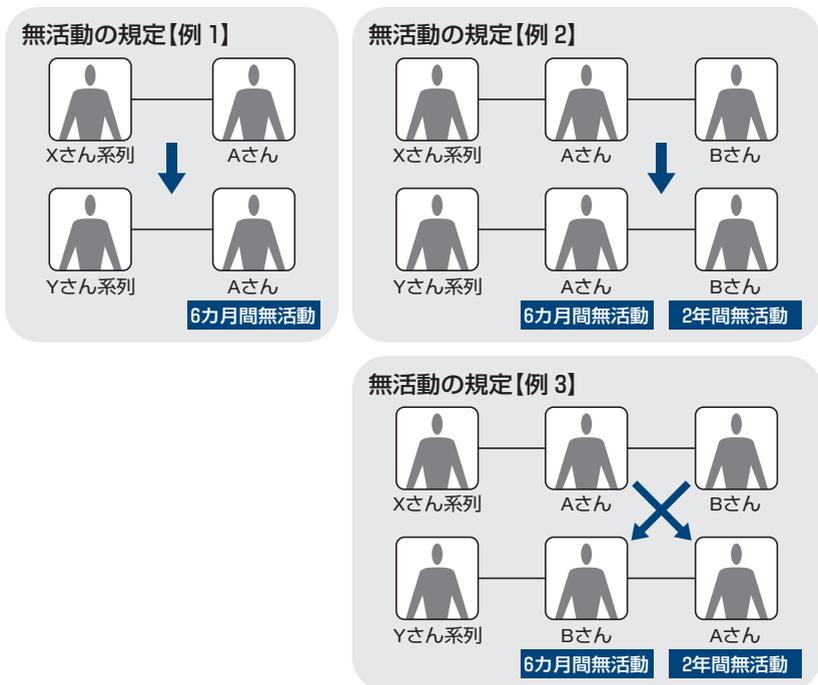
## 6.2 資格の再申請

以前ディストリビューターであった者またはその配偶者が資格取得の再申請をする場合、元のスポンサーとその系列が資格解約時または失効時と同一であれば、いつでも再申請することができます。なお、(再)申請時点で元のスポンサーディストリビューターの登録が抹消されている場合、抹消されたディストリビューターの最初の系列上位の、現在資格が有効なディストリビューターの下であればいつでも(再)申請することができます。ただし登録の変更により、ディストリビューターのビジネスグループを戦略的に変更することはできません。なお、インターナショナル・スポンサー系列が関係する資格の再取得については、インターナショナル・ビジネスに関する世界共通のルールが適用されます。

## 6.3 解約・失効後のスポンサー系列

ディストリビューター資格が解約または失効となった場合、原則として、そのディストリビューターがスポンシングしたすべてのディストリビューターならびにショッピングメンバーは、スポンサー系列の直近上位に移行します。ただし、21%グループを2系列以上持つディストリビューターの資格が解約または失効となる場合、ま

図 1



たはアムウェイが必要と判断した場合には、アムウェイが直接管理します。

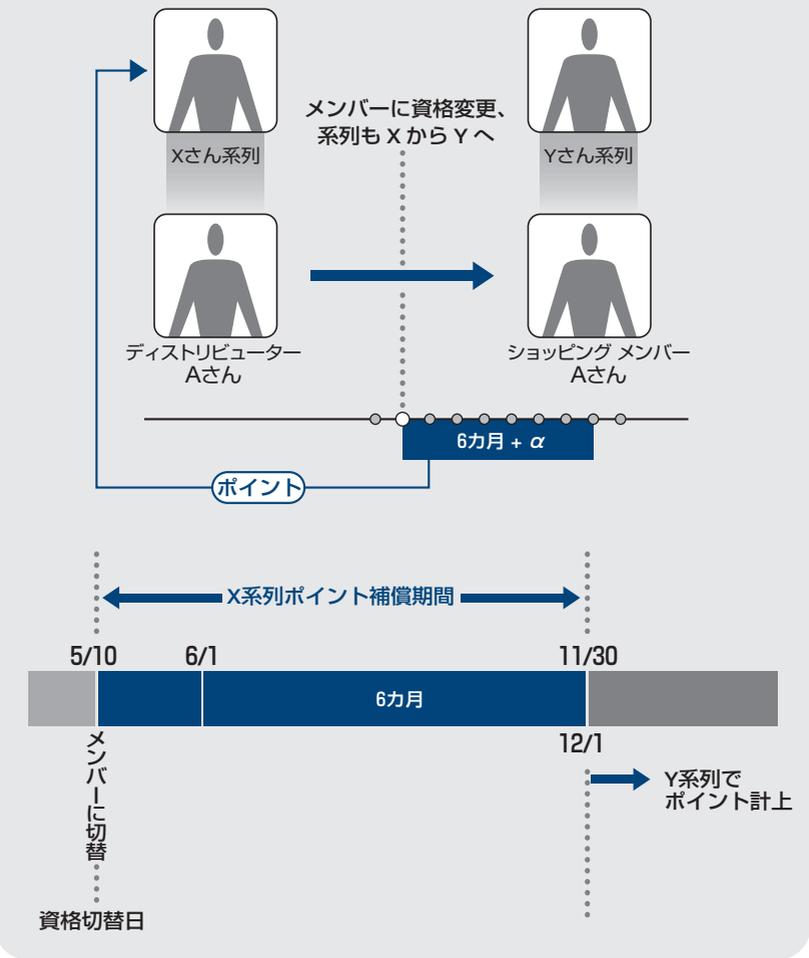
### 6.4 スポンサー系列の移動

一度、ディストリビューター登録した者は、原則として他のスポンサーの下では登録することはできません。別のスポンサーの下で登録を(再)申請する場合には、以下の6カ月または2年間の無活動期間が必要となります。

これらの条件に違反した(再)申請による登録が発覚した場合、アムウェイは、スポ

図 2

#### 資格切替、系列変更に関するルール



ンサー系列の長期保全のため、そのディストリビューターと下位のディストリビューターならびにショッピングメンバーの全部または一部を、元のスポンサー系列に戻すことができます。また、無活動期間中は、ディストリビューターのボーナスや小売利益の受領は発生し得ません。

#### 6.4.1 6 カ月無活動ルール

かつてディストリビューターであった者(またはその配偶者)が、新しいスポンサーのもとでディストリビューター資格取得を(再)申請する場合、申請者は申請日から遡って6 カ月間以上ディストリビューター登録または、ビジネス活動を行ってはいけません。

#### 6.4.2 2 年間無活動ルール

かつてディストリビューターであった者(またはその配偶者)[B]が、かつて[B]が所属していた系列上のディストリビューター [A]が現在登録している他のスポンサー系列のDDグループ内で新たに資格を取得するには、[B]が申請日から遡って2 年間以上、ディストリビューター登録またはビジネス活動を行ってはいけません。ただし、[A]の登録より2 年間以上経過している場合は、6.4.1「6 カ月無活動ルール」が適用されます。

#### 6.4.3 無活動の定義

無活動期間中はビジネス活動を行うことができません。ビジネス活動とは、以下の活動を含みますが、この限りではありません。

- ①商品の仕入れ・販売活動
- ②スポンサー活動
- ③ディストリビューターのボーナスや小売利益の受領
- ④アムウェイやディストリビューターが開催する各種ミーティングへの参加
- ⑤アムウェイ・ビジネスに関する各種ミーティングの開催
- ⑥他のディストリビューターのビジネス活動のサポート

#### 6.4.4 ポイント補償制度

資格切替において他系列で登録する場合は、無活動ルールに代えて所定のポイント補償制度を適用します。ポイント補償制度とは、資格を切替えた月と、その翌月以降6 カ月間は、元のスポンサー系列にPVを計上するもので、系列保全の理念より生まれたルールです。

#### 6.4.5 夫婦の登録

夫婦の場合には、そのどちらかが無活動期間にあるときには、その配偶者もディストリビューター登録をすることはできません。また、登録にあたっては夫婦双方が無活動ルールを守っていなければなりません。

#### 6.4.6 異議申し立て

ディストリビューター資格取得の(再)申請者が、6.4.1～6.4.4を守っていなかった場合、かつての系列上位のディストリビューターは異議の申し立てをすることができます。ただし、異議の申し立ては、アムウェイがその(再)申請を受けた日から2年以内に限ります。

### 6.5 離婚

パートナーシップを組んでいる夫婦が離婚する場合は、どちらか一方がビジネスを継続し、もう一方はパートナー削除を行わなければなりません。ただし、資格の分割を希望する場合には、6.5.2「離婚分割」の定めに従わなければなりません。

#### 6.5.1 離婚後の再登録

離婚が成立したことにより、パートナーの一方が離婚前に登録していたディストリビューター資格を離れ新たにディストリビューター登録するときには、無活動ルールは適用されず、すぐに登録を申請することができます。ただし、新たに登録したディストリビューターのもとに、以前の系列上位または下位のディストリビューターが(再)登録を希望する場合には、6.4.2「2年間無活動ルール」が適用されます。

#### 6.5.2 離婚分割

離婚成立後、30日以内に、アムウェイにディストリビューター資格の分割を希望する旨通知しなければいけません。分割は元のディストリビューター資格を夫婦の一方が引き継ぎ、他方が同スポンサーの下で新規登録した場合に限り、系列下位グループをフロント系列から2つに分割することができます。その場合においても、21%系列は元のディストリビューター資格の下に残さなければいけません。

アムウェイは、そのディストリビューターが正式に離婚したことと、分割内容が系列のディストリビューターに悪影響を与えないことを確認した上で、その分割を承認または拒否することができます。なお、上記30日以

内に通知がない場合、アムウェイは、そのディストリビューターがビジネス活動を行うことが困難であると判断し、アムウェイがそのディストリビューター資格を管理することができます。また、分割方法につき当事者間の合意が得られない場合は、アムウェイはそのディストリビューター資格を解約することができます。

## 7. ミーティング開催、ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)

### 7.1 ビジネス・サポート・マテリアル (BSM) および BSM 活動

BSM および BSM 活動においては、別途定める「BSM 規則」および「BSM 制作ガイドライン」「ミーティングおよびイベントにおける第三者の知的財産の利用に対する指針」「デジタルコミュニケーション・スタンダード」を遵守してください。

### 7.2 収支報告

ミーティングを主催することやアムウェイ商品またはアムウェイ・ビジネスに関する販売促進物によって、利益を得ることはできません。有償のミーティング、セミナー、承認された販売促進物等に対し、アムウェイから提出を求められた場合には、収支報告書を直ちに提出しなければなりません。国内外を問わず、ミーティング（ラリー、セミナーなどを含む）を主催する場合、終了後 30 日以内に「ミーティング開催収支報告書」を提出してください。

### 7.3 記録の禁止

アムウェイが主催する各種ミーティングの内容を録音・録画（写真撮影も含む）することを希望する場合、アムウェイより事前に許可を得なければなりません。また、許可を得て録音・録画したものであっても、その利用方法はディストリビューターの個人的な目的に限ります。

なお、アムウェイはそのミーティングで録画・録音したディストリビューターの映像や音声をホームページ、出版物（Amagram 等）、イベント等において利用することがあります。

## 7.4 イベント、ラリー、セミナー、ミーティング等の開催

主要なイベントは、すべて事前にアムウェイに申請し、チェックを受け、承認されなければ開催することができません。ミーティング、イベント等の名称および内容がアムウェイ・ビジネスおよび製品に関係のないミーティング、イベント等であると誤解させるなど、アムウェイがミーティング、イベント等の名称および内容として不相当であると判断した場合、アムウェイはその名称および内容の変更をディストリビューターに対し義務付けることができ、ディストリビューターは、その名称および内容を変更しなければなりません(一度承認された名称および内容の変更も含みます)。

7.4.1 参加者が 2,000 人以上あるいは参加費が 1 名につき、前売り、当日券ともに 1,001 円(消費税含む)以上のミーティング(ラリー、セミナーなどを含む)を主催する場合、ミーティング開催日の 45 日前までに、アムウェイに「ミーティング開催計画書」(<http://www.amwaylive.com> からプリントできます)を提出し、承認を得なければなりません。

7.4.2 海外にてミーティング(ラリー、セミナーなどを含む)を主催する場合、参加者数にかかわらず「海外ミーティング開催計画書」をイベント内容の広報開始日または業者(旅行会社等)との契約締結日のいずれか早い日の 30 日前までにアムウェイに提出し、アムウェイの承認を得なければなりません。開催に際しては、開催国の関連法令およびアムウェイ・ビジネスを行う条件を遵守しなければなりません。

7.4.3 国内・海外を問わず、ディストリビューターに関係するパーティーおよび文化活動等を行う場合で、参加者が 500 人以上、あるいは参加費が 1 名につき 30,001 円(消費税含む)以上の場合は、「パーティーおよび文化活動等開催計画書」をイベント内容の広報開始日または業者(旅行会社・イベント業者等)との契約締結日のいずれか早く到来する日の 30 日前までに提出し、アムウェイの承認を得なければなりません。

7.4.4 ミーティングの主催者は、参加者に対して、駐車場の有無をあらかじめ告知する等、適切な運営を心がけ、会場周辺に迷惑のかからないようにしなければなりません。さらに、終了後は、開催費用の精算や後片付け等を速やかに行わなければなりません。

- 7.4.5 ミーティングには、ビジネスにふさわしい服装で参加しなければなりません。
- 7.4.6 アムウェイのミーティングやセミナー等に人を誘う場合は、その内容がアムウェイ・ビジネスの話であることを事前に説明しなければなりません。
- 7.4.7 深夜のミーティング開催により、参加者や会場周辺に迷惑をかけることがないようにしてください。
- 7.4.8 ディストリビューター主催のミーティング、ラリーにおいてアムウェイの書面による事前の許可なく、物品の販売(チャリティー目的の場合を含む)をすることはできません。
- 7.4.9 ライブストリーミング(ライブ配信)やデジタルイベントなどオンライン上で開催されるミーティングについては、別途定める「デジタルコミュニケーション・スタンダード」を遵守して、適切に承認手続きの申請をおこなってください。

## 8. アムウェイの商標などの使用

### 8.1 商標及び著作物の使用

ディストリビューターは、アムウェイの商号、商標(商標登録されているか未登録であるかを問わず、アムウェイが所有するか使用許諾を受けているかを問いません)、商品名、及び著作物(印刷物、視聴覚資料、ウェブサイト上の記事など媒体を問わず、著作権によって保護され得る創作物のすべてであり、アムウェイが所有するか使用許諾を受けているかを問いません)を、アムウェイが使用許諾した範囲(目的、媒体、態様など)においてのみ使用することができます。使用の許諾は、ディストリビューターに向けて予め明示されるか、個別に行われます。ディストリビューターは、アムウェイの商標と類似した商標のいかなる使用を行うことも、アムウェイの著作物のいかなる改変を行うことも禁止されます。

### 8.2 ディストリビューターの名刺

ディストリビューターが名刺を作成する場合は、以下の事項をすべて明記して使用してください。

- ① アムウェイ・ディストリビューター
- ② ディストリビューター番号
- ③ 氏名(登録氏名、法人ディストリビューターの場合は法人名および代表者氏名)
- ④ 住所、電話番号等の連絡先
- ⑤ 「アムウェイ・ディストリビューターは、日本アムウェイ合同会社の役員または代理人ではなく、独立した事業主です。」との文言

## 9. 資格の承継

### 9.1 死亡および相続

ディストリビューターが死亡した場合、そのディストリビューター資格は、以下に定める規則、または規則に定めのない事項については相続に関する民法およびその他の法令に従って、相続または遺贈することができます。また、生前よりあらかじめ取決めをすることにより、死亡によって効力が発生するものとして、自らの子、または既に別のディストリビューター資格を保有し、スポンサー活動資格を有している人(ただし、法人ディストリビューターの場合にはオリジナルディストリビューターを指します)にディストリビューター資格を譲渡することができます。ただし、相続、遺贈および死因贈与のいずれを選択した場合にも、ディストリビューター資格の承継についてアムウェイの書面による承認を得なければなりません。なお、資格の相続・遺贈にかかるディストリビューター資格の承継手続きについては、ディストリビューターの死亡日より90日以内に行わなければなりません。この期間内に所定の手続きが行われない場合、または手続きに不備があり、同期間に必要な是正措置が取られない場合、そのディストリビューター資格は死亡日から90日を経過した時点で失効するものとしします。

9.1.1 ディストリビューター資格は、被相続人の子、親または配偶者で、ビジネス活動をする資格を持つ受遺者または相続人に承継されます。なお、被相続人に子、親または配偶者がいない場合に限っては、その他法定相続人でビジネス活動をする資格をもつ相続人に承継されます。受遺者または相続人がディストリビューターとしてビジネス活動をする資格がない場合、その資格を得るまでの間、そのディストリビューター資格はアムウェイが指名した他のディストリビューターが管理・運営します。その間所定の管理・運営費用が発生しますが、それはすべてそのディストリビューター資格から発生するボーナスから差し引かれます。また、その

ディストリビューター資格に付随する各種ボーナスならびに提供されるサービスは、受遺者または相続人がアムウェイの定める条件(ディストリビューター向けの各種教育プログラムの受講完了等)を満たすまで一部提供されません。もし相続人が2人以上いる場合、そのディストリビューター資格を相続することになった相続人は、他の相続人からその相続についての同意書を取りつけアムウェイに提出しなければなりません。受遺者が2人以上いる場合についても、相続人が2人以上いる場合と同様の手続きが必要です。

相続による承継は以下の組み合わせ・順位にしたがってなされ、ディストリビューター資格を相続することになった相続人は、他の相続人からその相続についての同意書をアムウェイに提出しなければなりません。

①配偶者がいる場合

- (1) 配偶者および子のうち、1名
- (2) 配偶者および父母のうち、1名
- (3) 配偶者

②配偶者がいない場合

- (1) 子のうち、1名
- (2) 父母

9.1.2 ディストリビューターは、満16歳以上の子と生前にあらかじめ取決めをすることにより、その子を追加パートナーとしてそのディストリビューターの生前にあらかじめ申請することができ、そのディストリビューターの死亡によって追加パートナーとしての効力が発生します。ただしその子は、追加パートナーとなっても満20歳になるまで、または学生の場合、学業を終え学生ではなくなるまでは、ビジネス活動ができません。もし、その子がビジネス活動をする資格を得る前に親であるディストリビューターが死亡した場合、アムウェイはその子がビジネス活動をする資格を得るまで、その子のためにそのディストリビューター資格を管理・運営する他のディストリビューターを指名し、管理・運営を委ねます。その間所定の管理・運営費用が発生しますが、それはすべてそのディストリビューター資格から発生するボーナスから差し引かれます。また、そのディストリビューター資格に付随する各種ボーナスならびに提供されるサービスは、その子がアムウェイの定める条件(ディストリビューター向けの各種教育プログラムの受講完了等)を満たすまで一部提供されません。

- 9.1.3 ディストリビューターは、既に別のディストリビューター資格を保有し、スポンサー活動資格を有している人(ただし、法人ディストリビューターの場合にはオリジナルディストリビューターを指します)と、贈与者が生前にあらかじめ取決めをすることにより、そのディストリビューターを追加パートナーとして生前にあらかじめ申請することができ、贈与者の死亡(オリジナルパートナーが複数いる場合にはそれら全パートナーの死亡)によって、追加パートナーとしての効力が発生し、贈与者のディストリビューター資格を譲渡することができます。

## 10. その他の条項

### 10.1 ディストリビューターとアムウェイの関係

ディストリビューターは、アムウェイやその関連企業と雇用関係を持つ従業員ではなく、独立した事業主となります。アムウェイと雇用関係にある、または代理人である等の誤解を与える説明をすることはできません。

### 10.2 アムウェイによるビジネス活動内容の確認

ディストリビューターが関連法令、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他の諸規則に違反している、またはその可能性があるとき、アムウェイは書面による質問、回答、文書および証拠の検討を通じて、その事実について調査、確認を行うことができます。調査に応じない場合、もしくは回答が虚偽であったり不十分な場合、アムウェイはディストリビューター活動の継続や資格認定を認めない場合があります。

### 10.3 小売価格設定

ディストリビューターは、登録時期にかかわらずアムウェイから一定の価格で商品を購入することができ、その小売り販売価格を自由に設定することができます。

### 10.4 所得申告

アムウェイ・ビジネスにより得た所得は、税法に従って毎年正しく申告しなければなりません。また、アムウェイから「申告書の写し」の提出を求められた場合には、2週間以内に必ず提出してください。アムウェイが税務当局から、ディストリビューターへのボーナス支払いに関する情報提供を要請された場合、アムウェイはその要請に応えざるを得ないことがあります。

## 11. 違反に係る措置

### 11.1 制裁措置

ディストリビューターが「アムウェイ倫理綱領・行動規準」およびその他のアムウェイの規定の各規則に違反した場合、アムウェイは、諸般の事情を考慮した上で、違反したディストリビューターに以下のいずれか 1 つ、もしくは複数の処分を科すことがあります。アムウェイが決定した措置は、違反したディストリビューターへ文書で通知し、系列上位ディストリビューターへその写しを送ります。通知文書には、違反内容と該当の規則、決定した措置内容と措置開始日、措置に期限がある場合には措置終了日が記載されます。なお、措置の履行が完了するまでの間は、新資格の認定はされません。

- ①注意・警告処分
- ②再教育処分
- ③ボーナスの支払い停止、既払いボーナスの返還
- ④資格認定、称号、特典(インセンティブ・セミナー、認定証、ピン、楯等)の取り消し・返還
- ⑤プロベーションの適用(アムウェイによる当該ディストリビューターのビジネス状況の確認期間)
- ⑥ビジネス活動(全部または一部)の停止
- ⑦ディスポンサーシップ(グループ剥奪処分)
- ⑧ディストリビューター資格解約処分

11.1.1 ビジネス活動とは、以下の活動を含みますが、この限りではありません。

- ①商品の仕入れ、販売活動
- ②スポンサー活動
- ③ディストリビューターのボーナスや小売利益の受領
- ④アムウェイやディストリビューターが開催する各種ミーティングへの参加
- ⑤アムウェイ・ビジネスに関する各種ミーティングの主催
- ⑥他のディストリビューターのビジネス活動のサポート

### 11.2 違反の共謀、誘発

ディストリビューターは、他の人と共に「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に違反したり、違反を誘発したり、あるいは他のディストリビューターに違反をさせたり、違

反を促したりすることはできません。

### 11.3 複数の違反

違反行為によりアムウェイより注意・指導・措置等を受けたときには、ディストリビューターはただちにそれを改善してください。万一、改善することなく放置したり、または繰り返して違反行為を起こしたりするなど改善がみられない場合、また複数の違反行為を同時に起こした場合、それも新たな違反行為となります。

### 11.4 規則の不正回避の禁止

「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を不正に回避しようと試みることは禁止行為となります。不正回避とは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」上、形式的には違反していないものの、その行為が以下のすべてを満たすとアムウェイが判断する場合はいいます。

- ①「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の違反または適用を回避するのが主たる目的であること。
- ②「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の趣旨や目的に反すること。

### 11.5 系列上位ディストリビューターによる違反に基づく下位ディストリビューターへの措置

ディストリビューターが「アムウェイ倫理綱領・行動規準」及びその他のアムウェイの規定の各規則に違反した場合、アムウェイは、違反したディストリビューターのパーソナル・グループに属するディストリビューターに、ビジネス活動(全部または一部)の停止措置を含むアムウェイ所定の措置を科することができます。

## 12. インターナショナル・レビューパネル

ディストリビューターの資格解約、ビジネス活動停止、資格更新拒否、および／または資格認定取り消しに関して、その決定内容を審査する内部手順を定めるのは、インターナショナル・レビューパネルです。アムウェイ本社の裁量に基づきインターナショナル・レビューパネルは、他の決定についても審査する権限があります。

### 12.1 インターナショナル・レビューパネルへの異議申し立て申請の届出手順

ディストリビューターが日本アムウェイの制裁措置・決定に同意しない場合、ディストリビューターはインターナショナル・レビューパネルに異議申し立てをし、審査を

求めることができます。異議申し立ては、申し立ての根拠となる資料を添えて、書面で提出する必要があります(書類はすべて英語で作成する必要があります)。自身のアムウェイ・ビジネスが制裁措置の対象となったディストリビューター本人だけが、日本アムウェイの決定書の日付から 30 日以内に異議申し立てをすることができます。異議申し立ては電子メール(appeal.administrator@amway.com)または郵送(宛先: Amway Corporation, Attn: Appeal Administrator, Global Business Conduct & Rules, 7575 Fulton Street East, Ada Michigan 49355 USA)のいずれかの方法を介して異議申し立て事務担当者に提出されなければなりません。

## 12.2 日本アムウェイの決定の効力

日本アムウェイの決定をインターナショナル・レビューパネルの審査の対象とするとアムウェイ本社が判断した場合、審査が行われます。インターナショナル・レビューパネルが最終判断を下すまで、日本アムウェイの決定内容は効力を有します。

# アムウェイ倫理綱領・行動規準 2019 細則

本細則は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の規定に関し、その意味及び手続き等並びに権利及び義務の範囲を明確にすることを目的とします。

## 「3. ディストリビューター資格」について

- (1)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 3.1.2 でいう「学生」とは、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(看護学校を含む)、各種学校、予備校に籍を置く者をいいます。(夜学・通信制を含む)
- (2)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 3.3 「パートナー登録」について
  - ① 1 つの資格に 3 人以上のパートナーの登録を希望する場合、代表者を 1 名決めてアムウェイに届け出てください。アムウェイが書面により承認していなければ、3 人以上での資格登録はできません。これらは、ディストリビューター資格取得後にパートナーの追加をする場合も同様です。
  - ② パートナーの追加・削除をする場合は「アムウェイ・ディストリビューターパートナー追加・削除申請書」を、[amwaylive.com](http://amwaylive.com) > 各種申込 > 申請書よりダウンロードしてお手続きください。
  - ③ ダイレクト・ディストリビューター(以下「DD」という: 仮認定 DD も含む)の場合は、「ダイレクト・ディストリビューター資格取得申請書」に必要事

項を記入し、住民票(間柄がわかるもの)の写しを添えて提出してください。

- ④なお、パートナー追加の場合には「アムウェイ・ディストリビューター ID カード」(以下「ID カード」という)が交付されます。
- (3)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 3.4 「ビジネス活動の開始」において、オンライン・ディストリビューター登録を利用される場合には、アムウェイがディストリビューター資格取得申請を審査・承認した時点で「アムウェイ・ディストリビューター ID ナンバー (以下「ID ナンバー」という)」が発行されます。この場合、ディストリビューターは ID ナンバーが発行された時点からミーティング(ラリー・セミナーを含む)の主催を除くビジネス活動を行うことができません。
- (4)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 3.7 「資格解約」について、解約にあたっては、アムウェイの運営するオンラインシステム上の解約手続画面において、必要な手続きを行ってください。
- (5)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 3.8 「法人登録」において、「所定の手続き」とは、以下に掲げるものを指す。
  - ①「法人ディストリビューター資格取得申請書」の提出
  - ②その他アムウェイが求める書類の提出
  - ③「法人ディストリビューター資格に関する契約」の締結

#### 「4. ディストリビューターの責任と義務」について

- (1)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 4.2 「アムウェイ商品のディストリビューター間での売買」について
  - ①ディストリビューター間でアムウェイ商品を売買することができるのは、パーソナル・グループ(21%系列を含まないグループ)内のみです。他の DD、GP、SP、SPS グループのディストリビューターにアムウェイ商品の販売を行うことはできません。これは系列下位のディストリビューターに対しても同様です。
  - ②ディストリビューター間でのアムウェイ商品の売買は、系列上位から系列下位のディストリビューターへの販売に限ります。系列下位から系列上位ディストリビューターや兄弟系列のディストリビューターへの販売は認められません。
- (2)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 4.3 「店頭販売、不特定多数への広告、宣伝、勧誘等の禁止」について
  - ①物品の販売を行う商店以外の店舗(例：理髪店・美容院・治療院・飲食店

など)で、各店舗の顧客としておとすれた人に対しアムウェイ商品やサービス関連情報、販促品、資料などの展示や提供などのビジネス活動を行ってはなりません。店舗等を所有するか、店舗等で勤務するときにも、アムウェイ商品の販売と店舗等の営業は別に行い、アムウェイ商品の販売においては、店舗等を持たない他のディストリビューターと同様の方法で行わなければならない。

- ②アムウェイ・ビジネスに関して、不特定多数に向けた広告、宣伝、勧誘等(例: チラシの配布、電話帳の氏名の前に「アムウェイ・ディストリビューター」という肩書載せること)を行ってはなりません。オンライン上でのアムウェイの商品やビジネスに関する広告については、別途定める「デジタルコミュニケーション・スタンダード」を遵守して行ってください。
- (3)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 4.4 「商品販売時の義務と禁止行為」について、例示の一部として以下のとおりです。
  - ①「事実でないこと」の例: 商品の品質について最高・超一流の商品・無公害などの誇大な表現を使うこと
  - ②「重要な事実」の例: クーリング・オフが利用できることを故意に告げずに販売すること
  - ③「威迫・困惑」の例: むりやり購入を迫り、購入しないと危害を加えられるのではないかと不安にさせたり、戸惑わせたりすること
  - ④「迷惑を覚えさせるような行為」の例: 商品の購入をしつこく勧めたり、購入を強要したりすること
  - ⑤「実需の伴わない発注」及び「発注操作」の例: 他人の名義で発注すること
- (4)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 4.5 「書面の交付義務」について、アムウェイが発行した「納品書兼返金・返品依頼書」、アムウェイ商品販売時に交付する「販売伝票」は、税法上保管を要求される7年間のみならず、その後も必要となる場合がありますので、大切に保管してください。
- (5)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 4.6 「返品・交換」について
  - ①返品する場合、アムウェイが定める「返品および交換規定」に従って、返品可能期限内に、「返金・返品依頼書」(「納品書兼返金・返品依頼書」の右半分)、「納品書」のコピー、もしくはその他当該商品の購入を証明する書類を添付しなければなりません。これらの書類が添付されていない場合、返品申請は受け付けません。
  - ②アムウェイ商品を販売したお客様や、ディストリビューターまたはショッピングメンバーからの返品・交換の申出には誠実かつ迅速に対応しなければなりません。拒否したり、返品等ができないかのような誤解を与えたりするよ

うな説明をしてはなりません。

(6)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 4.8.1 について

ディストリビューターの自己消費目的(同一世帯の家族の消費も含む)に限定されたアムウェイ商品の海外への持ち出し、または国内への持ち込みについては、米国本社のルール部門が定める規定が適用されます。必ず遵守してください。

- ①海外へ持ち出すまたは国内に持ち込むアムウェイ商品は、本人がその国のディストリビューター資格でその国で発注・受け取りをしていること。
- ② No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築している国に訪れた場合は、海外からの顧客としてではなく、当該国のディストリビューターとして発注することになります。
- ③耐久消費財(例：浄水器、空気清浄機など)は、いかなる場合も海外へ持ち出すことや国内に持ち込むことはできません。
- ④海外へ持ち出すまたは国内に持ち込むアムウェイ商品が、他者へ渡されることはいかなる状況においても認められません。
- ⑤海外へ持ち出すアムウェイ商品は相手国、また、国内に持ち込むアムウェイ商品は自国のマーケットで販売されていない商品に限られます。
- ⑥海外インセンティブ・セミナーでの購入分は、年間 1,000 米ドルの目安に含まれません。
- ⑦この規定をビジネス構築のための戦略として利用することはできません。

## 【5. スポンサーの責任と義務】について

(1)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 5.1 「スポンサーの義務」について、スポンサーや系列上位ディストリビューター(DD含む)は以下のようなサポートを提供してください。

- プロスペクト／新規ディストリビューターにアムウェイ・セールス & マーケティング・プランを説明する。
- グループのディストリビューターに継続的にビジネスや製品のトレーニングを提供する。
- グループのディストリビューターの個人事業主としての権利を保護する。
- グループのディストリビューターにアムウェイ主催のミーティングやイベントに参加するように働きかける。
- グループのディストリビューターにアムウェイ倫理綱領・行動規準や関連法令、ビジネスマナー、ビジネス構築のベスト・プラクティスなどにつ

いて教育する。

- プロスペクト／新規ディストリビューターの家族や友人などへも配慮したビジネス活動を行う。

また、スポンサーはプロスペクトに対しスポンサー活動をするとき、以下を遵守してください。

- ①「サインアップ・キット」を交付する際は、スポンサーの氏名、住所および電話番号を「サインアップ・キット」内の「概要書面」裏面に記載してください。スポンサーが法人である場合は、法人名、本店所在地、代表者氏名を記載してください。
- ②「概要書面(アムウェイ・ビジネスの概要)」の内容を十分に理解してもらった上で、同封の「アムウェイ・ディストリビューター資格取得申請書」を、申請者自身に記入してもらうか、オンライン・ディストリビューター登録を利用される場合には、オンライン用のサインアップ・キットを使用してアムウェイの運営するオンラインシステム上の「アムウェイ・ディストリビューター資格取得申請」フォームを申請者自身に入力してもらってください。
- ③「アムウェイ・ディストリビューター資格取得申請書」のアムウェイ提出用と本人控に記載された「個人情報の取り扱いについて」の記載内容を説明し、個人情報の取り扱いに関する事前の同意を取り付けるようにしてください。
- ④アムウェイ・ビジネスは誰に対しても独占的なビジネス活動の権利を与えるものではなく、また、すべてのディストリビューターはそのビジネス活動において活動地域の制限を受けないことを正しく説明してください。ただし、海外におけるスポンサー活動については「ゼロトレランス・ポリシー」が適用されることも併せて説明してください。
- ⑤アムウェイ・ビジネスでの収入について、下記のような事実と異なる表現、または誤ったビジネス方法の説明をしてはなりません。
  - 努力しなくても収入がとれる
  - すぐに成功する
  - 自分がフォローするのであなたは仕事をしなくてもよい
- (2)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 5.1.2 に関し、スポンサー活動資格を取得または更新するためには、スポンサー活動資格取得前および毎年のディストリビューター資格更新時に、「アムウェイ・ビジネス・セミナー」を受講し、所定のテストに合格することが必要です。
- (3)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 5.2 「スポンサー活動における禁止行為」について

- ①アムウェイ以外の目的(例:料理教室、メイク教室、各種イベント・パーティー等)を伝えて誘った相手にアムウェイ商品を勧めたり、スポンサー活動を行ったりすることはできません。また、相手からの質問には率直さをもって、正直、誠実に答えてください。
- ②系列上位など他のディストリビューターが同席するときには、その旨を事前に相手に伝えてください。
- ③「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 5.2.2「一般の人が出入りしない場所」の例:
- ・日本アムウェイ本社やプラザの会議室。
  - ・アップライン、グループの人のオフィスや自宅。
  - ・貸切の飲食店、集会所、ホールなど。
- ④「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 5.2.6 「事実ではないことを告げること」の例:
- ・「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 5.1.6 に規定する重要事項について、事実でないことを告げること。
  - ・「高収入がすぐに得られる」「すぐに儲かる」というような断定的な言い方をすること。
- ⑤「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 5.2.7 「重要な事実を告げずに勧誘すること」の例:
- ・「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 5.1.6 に規定する重要事項について、事実でないことを告げること。
  - ・「高収入がすぐに得られる」「すぐに儲かる」というような断定的な言い方をすること。
- ⑥「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 5.2.8 「威迫・困惑」の例:
- ・「ディストリビューター登録してもらわなくては困る!」と声を荒げ、戸惑わせること。
  - ・解約を申し出ているディストリビューターに、解約を拒否したり、解約できないかのような誤解を与えたりすること。
  - ・アムウェイ・ビジネスの仕入れのための借入れを勧めたり、斡旋したりすること。
- ⑦「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 5.2.9「迷惑を覚えさせるような行為」の例:
- ・昼夜を問わずしつこく電話で勧誘すること。
- ⑧「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 5.2.14 「資金の借り入れ」とは、アム

ウェイ・クレジット以外の各種ローン、クレジットサービス会社からの借入れ、個人間の貸し借りなどを指します。

## 「6. スポンサー系列の保全」について

(1)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 6.4.4 「ポイント補償制度」について

- ①ショッピングメンバーが入会申込の撤回を行った場合「アムウェイ ショッピングメンバー」規約により、その入会申込は当初よりなかったものとします。そのため入会申込撤回後に他系列でディストリビューター登録またはショッピングメンバーに入会する場合は、ポイント補償の対象とはなりません。ただし、ショッピングメンバー入会日より30日以降のショッピングメンバー資格の取消しは入会申込の撤回とはならず、ショッピングメンバー資格取消日以降、翌月よりの6カ月間に他系列でディストリビューター登録またはショッピングメンバーに入会した場合、元のスポンサーにポイントを計上します。
- ②過去にディストリビューターだったショッピングメンバーが再度ディストリビューター登録する場合は、ポイント補償に加え、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 6.4.1 「6カ月無活動ルール」あるいは6.4.2 「2年間無活動ルール」も適用される場合があります。
- ③ポイント補償期間中は資格と系列の変更はできません。

## 「8. アムウェイの商標などの使用」について

(1)「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 8.1 の印刷物、視聴覚資料、ウェブサイトには以下が含まれます。

- ①印刷物：書籍類、手帳、カタログ、パンフレット、チラシ、カレンダー等
- ②視聴覚資料：USB等電子記録媒体、ライブストリーミング、画像／動画／音声ファイル、ポッドキャスト、CD、DVD、MP3、カセットテープ、ビデオテープ等
- ③ウェブサイト：ホームページ、ブログ、ソーシャルメディアモバイルアプリケーション、デジタルコンテンツ等

## 「12. インターナショナル・レビューパネル」について

(1)インターナショナル・レビューパネルはグローバル・ルール、北米ルール、グ

ローバル営業および国際法務の所属スタッフにより構成されます。インターナショナル・レビューパネルの構成員は仲裁人ではありません。

## (2) インターナショナル・レビューパネルによる審査の手順

- ① 異議申し立て事務担当者は予定された異議申し立て審議日に関して当事者全員(日本アムウェイおよび異議申し立て者)に対し通知を行います。
- ② 当事者は、インターナショナル・レビューパネルに対して独自に、または同パネルの要請に応じて証拠を提示したり、追加証拠を提出することができます。インターナショナル・レビューパネルは提示された証拠の関連性および重要度について判断することになります。
- ③ いずれの当事者もインターナショナル・レビューパネルの審議(米国 Ada のアムウェイ本社にて開催)に、費用自己負担のうえ、電話会議または本人出頭のいずれかの方法で参加できます。通訳が必要な場合は、異議申し立て者は、費用自己負担のうえ通訳の手配をしなければなりません。

## (3) インターナショナル・レビューパネルによる最終判断

- ① インターナショナル・レビューパネルは、日本アムウェイの決定の追認、破棄および／または修正を行えます。
- ② インターナショナル・レビューパネルの判断は当事者全員に知らされます。
- ③ アムウェイ本社はインターナショナル・レビューパネルの判断を実行するのに必要な処置を取るものとします。
- ④ インターナショナル・レビューパネルがディストリビューターにとって有利な判断を下した場合、アムウェイはディストリビューターのすべての権利と特典を回復させ、支給を差し止められ別途保管されていたボーナスがある場合、その全額を支払うものとします。
- ⑤ インターナショナル・レビューパネルがその他の決定を行った場合で、支給を差し止められ別途保管されていたボーナスがある場合は、アムウェイがその金銭の処分方法に関して判断していいものとします。
- ⑥ インターナショナル・レビューパネルの決定によって、アムウェイまたは他のアムウェイ関連会社の側に、ディストリビューターまたはその他の人に対する法的または財務的な責任、損害または利益もしくは信用の損失を含むがこれらに限定されないその他の賠償請求権が生じることはありません。

## グッド・スタンディング・ポリシー / 模範的な行動の実践者であること

アムウェイ・ビジネスにおいてディストリビューターは、さまざまな表彰を受けたり、報酬を得ることができます。ディストリビューターは、月次と年次ボーナスから構成されるアムウェイ・セールス & マーケティング・プランから報酬を取得することができます。更にアムウェイの裁量で追加されるボーナスとして、グロース・インセンティブ・プログラム(GIP)、ファウンダーズ・アチーブメント・アワード(FAA)があり、ボーナス以外の報酬として海外インセンティブ・セミナー参加などのノン・キャッシュ・アワード(NCA)も取得することができます。

すべての表彰と報酬・ボーナスの授与・取得は、アムウェイの審査と認定が条件となります。ディストリビューターは、ディストリビューター資格を有しているすべての国の法令、アムウェイ倫理綱領・行動規準、セールス&マーケティング・プラン、その他ガイドライン、ポリシー、処理手続き等に従う必要があります。

アムウェイの裁量によって追加されるグロース・インセンティブ・プログラム(GIP)、ファウンダーズ・アチーブメント・アワード(FAA)といったボーナスや、海外インセンティブ・セミナー参加などのノン・キャッシュ・アワード(NCA)などを取得する為には、日頃から一貫してグッド・スタンディング(模範的な行動の実践者)でなくてはなりません。アムウェイの考えるグッド・スタンディング(模範的な行動の実践者)とは、アムウェイの理念と価値に共感し、アムウェイ倫理綱領・行動規準を遵守することであり、すべてのアムウェイ・ディストリビューターに義務付けられていることです。グッド・スタンディングであるディストリビューターは、アムウェイと協力しビジネスをより強固なものにします。アムウェイ・ビジネスを危機にさらすような行動や、アムウェイの信用を傷つけるような行為に決して関わることはありません。

ディストリビューターが次の5つの項目に該当するとき、グッド・スタンディングであると判断され、表彰や報酬・ボーナスの授与・取得が可能となります。

1. ディストリビューター資格を有しているすべての国において、その国の法令、アムウェイ倫理綱領・行動規準、その他すべての規則、ガイドライン、ポリシーなどを遵守していること。
2. この「グッド・スタンディング・ポリシー」を遵守していない他のディストリビューターの行動を容認、擁護、支持していないこと。

3. アムウェイ倫理綱領・行動規準に基づく制裁措置が科された場合、その制裁が履行完了していること。
4. アムウェイやアムウェイに関連する事業、他のディストリビューターや企業などの評判に悪影響を与える可能性がある言動がないこと。
5. 系列下位のディストリビューターが法令もしくはアムウェイ倫理綱領・行動規準に違反している可能性を知りながら黙認していない、またその違反行為についてアムウェイへの報告を怠っていないこと。

複数の国でのディストリビューター資格(マルチプル・ビジネス)を有するディストリビューターが、1つの国においてディストリビューター資格解約処分を受けた場合、他のすべての国においても当該ディストリビューターはグッド・スタンディングではないと判断されます。また、いずれかの国でグッド・スタンディングではないと判断された場合、他のすべての国において、当該ディストリビューターがグッド・スタンディングであるかを確認する審査が行われます。一度グッド・スタンディングを失ったディストリビューターがグッド・スタンディングを取り戻すには、アムウェイにより再認定されるか、アムウェイ倫理綱領・行動規準に基づく制裁措置の履行を完了する必要があります。

# ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)規則

## [1] 政策・方針

本ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)規則(本規則)は、日本アムウェイ合同会社(以下「アムウェイ」という)、アムウェイのディストリビューター、そしてマルチレベル・マーケティングの社会的認知度を向上するために作成されたもので、アムウェイのディストリビューターにとって重要な“レピュテーション”(評判)という財産を守るために欠かせないものです。

ディストリビューターがグループのモチベーションアップ、フォロー活動または教育・啓発のために BSM を制作する必要があるということは理解できますが、一方で BSM はその管理を誤ると大変危険でもあります。内容が正確でない等、誤解を招くような BSM はもちろんのこと、その販売や流通方法に問題がある場合は注意が必要です。

- 本規則に従い所定のピン・レベル以上のディストリビューターが制作する BSM については、アムウェイが事前チェックを行って承認した場合に限り、販売、配布または運営することが許可されています。それ以外の、アムウェイの承認を得ていない BSM の販売・配布・運営は禁止されています。
- アムウェイ・ビジネスの基本は、アムウェイの商品やサービスを販売し、ビジネスの機会を拡大することです。従って、BSM 活動はあくまでもそれらの活動をサポートする副次的な活動であり、主たるビジネス活動ではありません。故に BSM の販売は公然かつ明朗な方法で行われなければならない、不適切に収入を得たり、強制的に販売したりするようなことがあってはなりません。
- BSM 以外の、ビジネス・インフォメーションを含まない資料・情報等に関しても、アムウェイが必要と判断すれば、随時これをチェックし、その内容次第では販売・配布・運営を禁止することがあります。

## [2] BSM および BSM 活動

1. 本規則において「ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)」とは、次に列挙するうちのいずれかを含む商品またはサービスを意味します。
  - ①アムウェイまたは競合他社の会社情報
  - ②アムウェイ・セールス&マーケティング・プランに関する情報や映像

- ③アムウェイの商品やサービスに関する情報や映像
  - ④スポンサリングに関する情報や映像および資料
  - ⑤アムウェイで得られる収入に関する情報や映像(ライフスタイル含む)
  - ⑥ミーティング、イベント、ラリーなどの情報や映像
  - ⑦ノン・キャッシュ・アワードなどのインセンティブに関する情報や映像
  - ⑧その他のアムウェイ・ビジネス全般に関する情報
- (以上の①～⑧を総称して以下「ビジネス・インフォメーション」という)

2. 本規則において、「BSM 活動」とは、BSM の開発、制作、運営、推進、マーケティング、報酬、販売および流通にかかわるすべての活動を意味します。

3. BSM は主に次に列挙する媒体／方法のいずれかの形をとります。

- 書籍、雑誌、カタログ、新聞、ニュースレター、スケジュール帳、カレンダー
- ビデオテープ、DVD、カセットテープ、CD、MD、MP3、USB 等電子記録媒体
- デジタルコンテンツ：画像・動画・音声
- ホームページ、ブログ、ソーシャルメディア、ライブストリーミング、ポッドキャスト、デジタルイベント
- モバイルアプリケーション
- イベント、ラリー、セミナー、ミーティング
- プロダクト・サポート・マテリアル(アムウェイブランド商品の日常的な使用を直接サポートするアイテム)

4. BSM を取り扱うことのできるピン・レベル

BSM 媒体 / 方法	ピン・レベル	事前の申請と承認
イベント、ラリー、セミナー、ミーティング	すべてのディストリビューター	参加者 2,000 人以上または前売り、当日券とも、参加費 1,001 円(消費税含む)以上は必要(1,000 円(消費税含む)以下であれば不要)
ソーシャルメディア、画像、動画、音声、ライブストリーミング	すべてのディストリビューター	不要(「5 オンライン上で取り扱われる BSM について」を参照)
ニュースレター(紙媒体)	DD またはそれ以上の DD	不要
ホームページ、ブログ	エメラルド DD またはそれ以上の DD	必要
上記以外の BSM	ダイヤモンド DD またはそれ以上の DD	必要
プロダクト・サポート・マテリアル	クラウン DD またはそれ以上の DD	必要

BSM に該当しない例として、ディストリビューターが純粋な趣味である釣りや園芸のことについて本を執筆した場合、その本にビジネス・インフォメーションの記載がまったくなければ、書店を通じて小売販売することは、アムウェイの事前の承認を必要としません。しかし、その本を自分のネットワークやアムウェイ・ビジネスの機会を利用して販売することは、アムウェイ・ビジネスに関係のない活動のために、アムウェイのネットワークを利用することとなり、認められません。

## 5. オンライン上で取り扱われる BSM について

- アムウェイおよびアルティコアの知的財産が含まれる場合は、事前に書面による使用許諾を得てください。
- 第三者の知的財産が含まれる場合、事前に権利者から書面による使用許諾を取得し、アムウェイの要請があった場合に提出できるように保管しておいてください。
- 以下の内容を含む場合は閲覧をディストリビューターに限定しなくてはなりません。
  - セールス&マーケティング・プランの説明、アムウェイで得られる収入や報酬を取得する方法やアドバイス
  - アムウェイにより承認された BSM の掲載
- 以下の内容が含まれる場合、ダイヤモンド DD またはそれ以上の DD がアムウェイの事前の書面承認を得て取り扱うことができます。
  - アムウェイが提供していないディストリビューターが制作した使用前・使用後の画像および動画（ベースメイク／カラーメイク商品を使ったものを除く）
  - アムウェイが提供していないディストリビューターが制作した商品のデモンストレーション動画（ベースメイク／カラーメイク商品や調理器具を使った料理を除く）
  - セールス&マーケティング・プランの説明、会社資料の範囲を超えた商品の説明、スポンサリングの方法、収入の公表、第三者の知的財産が含まれる動画、音声、録画／保存されたライブストリーミング
  - 配布、販売、オフラインでのイベントやミーティングなどに利用する動画、音声、録画／保存されたライブストリーミング

## [3] 申請および手続き

### 1. BSM の申請（新設）

BSM の申請は、所定のピン・レベルを満たしたディストリビューターのもとで、

開発、制作、運営、推進、マーケティング、販売(配布)、流通されなければなりません。BSMに付随するすべての責任は申請者が担うことになり、いかなる場合も代理申請は認められません。但し、特別な技術が必要な作業を、外部に委託することはできます。

※ ミーティング(ラリー、セミナー、イベントを含む。以下総称して「ミーティング」という)を録画してBSMを申請する場合は、該当するMTG開催計画書の主催者とBSM申請者が同一であること。

一会計年度に制作できるBSMの数は、アムウェイのBSMに相応しいクオリティの維持とグループ・メンバーの経済的負担を考慮して最大6マテリアルとします。申請回数ではありません(例えば、2枚組DVDセットは2マテリアルとして数えます)。

※ ゲストスピーカー、司会者、表彰対象者など、BSM映像・画像等に含まれる方で個人が特定できる方は、ご本人から書面で許可(名称：許諾書)を事前に受領しBSM申請時に提出して頂きます。

※ ミーティング、ソーシャルメディア、ニュースレター、ホームページ、プロダクト・サポート・マテリアルを除く

申請されたBSMがBSMの考え方(ポリシー)から外れていると判断された場合および、販売方法等に問題があると判断された場合は、申請条件を満たしていてもアムウェイは承認しません。

## 2. BSMの販売・配布

承認の必要なBSMは、事前にアムウェイに申請し、チェックを受け承認されなければ、販売・配布・運営をすることができません。

## 3. 承認済BSMを販売・配布できるピン・レベル

新会計年度にBSM販売に必要なピン・レベルを維持できなかった場合でも、その時点で承認済であるBSMについては、翌一会計年度に限り継続して販売や配布、ホームページの運営をすることができます。

## [4] 各媒体の諸要件

制作に関する詳細は「BSM制作ガイドライン」および「ミーティングおよびイベントにおける第三者の知的財産の使用に関する指針」「デジタルコミュニケーション・スタンダード」をご参照してください。

## 1. ニュースレター

発行の時点において DD もしくはそれ以上のディストリビューターのみが紙媒体でのニュースレターを発行できます。なお、アムウェイが発表する情報をニュースレターに転載する場合、一切変更を加えずに転載しなければなりません。

[掲載できる内容]

- モチベーションを向上する情報
- アワード・レコグニション
- ビジネス・スケジュール
- レシピ
- アムウェイが承認または発表した情報(ビジネス・インフォメーションを含む)

## 2. ホームページ

申請の時点でエメラルド DD、もしくはそれ以上の DD のみがホームページを立ち上げることができます。すべてのホームページはパスワードを設けて閲覧者を限定しなければなりません。

## 3. ソーシャルメディア

すべてのディストリビューターが、ソーシャルメディアを使ってグループの人とコミュニケーションをとることができます。詳しくは「デジタルコミュニケーション・スタンダード」をご参照ください。

## 4. イベント / ラリー / セミナー / ミーティング

すべてのディストリビューターが「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に従ってイベント、ラリー、セミナー、ミーティングを開催することができます。その際に、いかなる状況であっても、ディストリビューターまたはプロスペクトが、それらへの参加を義務づけられたり、強要されたりして不利益を被ることがあってはなりません。また、国内開催で参加者が 2,000 人以上あるいは参加費が 1 名につき前売り、当日券ともに 1,001 円(消費税含む)以上の場合は、開催日の 45 日前までに、「ミーティング開催計画書(www.amwaylive.com からプリントできます)」をアムウェイに提出し、承認を得なければなりません。また、終了後 30 日以内に「ミーティング開催収支報告書」を提出してください。ミーティング活動について詳細は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の 7 「ミーティング開催、ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)」をご参照ください。

## 5. DVD

申請の時点においてダイヤモンド DD、もしくはそれ以上の DD のみが自身で企画・開催・運営したイベント、ラリー、セミナーの DVD を制作し販売または配布することができます。完成版の DVD は販売開始までにアムウェイに提出してください。

## 6. レシピ本

申請の時点においてダイヤモンド DD もしくはそれ以上の DD のみが、レシピ本を制作し販売または配布することができます。完成版のレシピ本は販売開始までにアムウェイに提出してください。

## 7. モバイルアプリケーション

申請の時点においてダイヤモンド DD、もしくはそれ以上の DD のみが自身で企画したモバイルのアプリケーションを制作し販売または配布することができます。ホームページの制作と同様にアムウェイのビジネス・インフォメーションが不特定多数の目に触れないようにしてください。モバイルのアプリケーション販売において、制作費用以上の収益をあげることはできません。申請にあたっては、価格設定の根拠となる収支報告が必要です。

アプリケーションの掲載を申請する前に、アムウェイから BSM 承認を得なければなりません。

## 8. プロダクト・サポート・マテリアル

申請の時点においてクラウン DD、もしくはそれ以上の DD のみが以下の条件の下、自身で企画したプロダクト・サポート・マテリアルを制作・販売することができます。

完成品は販売開始までにアムウェイに提出してください。

- 1アイテム 2,100 円(消費税含む)以下
- 1ディストリビューター資格につき最大 10 アイテムまで

## 9. 学習用ツール

申請の時点においてダイヤモンド DD、もしくはそれ以上の DD のみがアムウェイ・ビジネスの学習用ツールを制作し販売または配布することができます。完成品は販売開始までにアムウェイに提出してください。

※ 自己啓発や栄養学など、一般知識の学習用ツールであっても、使い方や内容によってはアムウェイ・ビジネスや商品、サービスの販売を促進する資料で

あるとみなされるため、ディストリビューターが制作、販売・配布することを禁止することがあります。栄養学およびアムウェイ商品に関する一般知識を習得したい場合は、アムウェイが提供している学習用ツールをご利用ください。

## **[BSM の内容]**

申請される BSM は、アムウェイ・ビジネスに対するモチベーションアップやグループのフォロー、教育等、ビジネスの成長をサポートする内容であるとともに、アムウェイのブランド・イメージに相応しいものでなければなりません。

- タイトル、プログラム構成
- スピーチ、ハートトークの内容
- 映像・音声の品質
- 出演者はビジネスに相応しい服装や髪形、振る舞いであること

BSM に以下の内容を含むことはできません。

- アムウェイ・ビジネスに適用される関連法規に違反する表現や内容
- ディストリビューター、消費者、一般社会にとって有害な内容
- 裏付けのないもの、間違っただけのものまたは古くて使われていない情報
- 商標、サービス・マークまたは商号の不適切な使用
- 著作権、肖像権、パブリシティ権を侵害する内容
- アムウェイとディストリビューターの関係についての不適切な説明
- 収入に関する間違っただけの(根拠のない)情報
- アムウェイに関する機密情報：未発表情報、経営陣の人事、関連施設情報、買収など
- 系列の構成やそこに含まれるディストリビューターの氏名等の個人情報

## **[5] BSM の価格および収支**

ディストリビューターはすべての BSM 活動において、経費以上の収益をあげることは認められていません。BSM の種類を問わず、提供される製品、サービス、情報に対して公正で適切な価格設定をしてください。DVD(達成ラリーの DVD を含む)を BSM として販売する場合、その販売価格は、当該 BSM 制作にかかった原価でなければなりません。原価とは、ディスクおよびパッケージ代、撮影費等が該当します。

## 1. 参加費

ディストリビューター主催のラリー、セミナー、ミーティングの参加費については、前売り、当日券を問わず下記表の価格が上限となります。

一泊セミナー	上限 20,600 円(消費税含む)
One Day セミナー	上限 6,200 円(消費税含む)
上記以外のラリー、セミナー、ミーティング等	会場収容人数にかかわらず 上限 2,600 円(消費税含む)

## 2. 収支報告書

BSM を販売した際には、販売期間終了後(1年を超える場合は1年毎に)「BSM 収支報告書」をアムウェイに提出しなければなりません。

## 3. BSM 本来の目的からの逸脱の禁止

BSM 活動において、製品、サービス、情報に対する直接の売上以外の収入を得たり、提供したりすることはできません。BSM を取り扱う際に、ライン・オブ・スポンサーシップ(LOS)を利用して BSM に定められた価格以外で販売、紹介したり、手数料やマージン、販促品を提供したりすることは禁止されています。

## [6] BSM の販売時の注意

### 1. アムウェイ承認番号と販売有効期間

アムウェイの承認を得て販売、配布、運営されるすべての BSM には、アムウェイの発行した承認番号とともに、販売有効期間を明示しなければなりません。販売有効期間は、承認日翌月から1年間です。

### 2. BSM 販売伝票

承認された BSM を販売する際には、所定の「BSM 販売伝票」を必ず交付し BSM 返品規定の説明をしなければなりません。

### 3. 返品規定

すべての BSM には、返品に関して以下の文言が印刷されていなければなりません。「あなたの意思で購入されたこの BSM に何らかのご不満がある場合、購入(あなたがこの BSM を受領した日)後 30 日以内であればいつでも販売したディストリビューターに返却し、その代金を全額返金してもらうことができます。」

なお、ラリー、セミナー、ミーティングのチケットは商品の特性上除外となります

が、販売されるチケットおよびその広告などに、当該チケットが返品不可であることを明示しなければなりません。また、以下に該当する場合には返品を受けなければなりません。

- 注文したチケットと実際に販売したチケットの内容が全く違う場合(日程、会場、人数、ゲストスピーカーなど)
- 講演中止など、主催者都合による事前に予告のない変更があった場合
- チケットに返品不可と明記されていない場合
- チケット販売時に返品ができない旨の説明または案内表示のない場合

#### 4. 法定広告記載事項

すべてのBSMは特定商取引に関する法律により義務付けられている以下の項目について最新の表示を行わなければなりません。

- 商品・サービスの種類
- 特定負担に関する事項
- 総括者(「日本アムウェイ合同会社」)の名称、住所および電話番号
- 広告、販売をするものの氏名または名称、住所および電話番号
- 特定利益の計算方法
- 商品名

### [7] 制裁措置

ディストリビューターが本規則に違反した場合、アムウェイは当該ディストリビューターに通知し違反行為を即刻やめるように要求しますが、違反行為が即刻停止されない場合は、アムウェイの裁量で以下のいずれか1つまたは複数の措置を講じます。

- 一部、または全部のBSM活動(制作)の禁止
- デジタルコミュニケーションの停止、削除、取消、修正
- アムウェイのサポート(例えばBSMのチェック等)の停止
- ノン・キャッシュ・アワード(NCA)および/またはグロース・インセンティブ・プログラム(GIP)の適用除外
- 違反行為の停止および当該違反行為により生じた損害等の修正が明確になるまでビジネス活動(全部または一部)の停止(ボーナス支払いの差し止めを含む)
- 規則不遵守による違反を他のディストリビューターに通知
- ディストリビューター資格解約処分

## [8] 本規則の実施／有効期日

本規則は 2011 年 9 月 1 日に発表され、同日付で発効されました。また法改正や社会情勢の変化により必要に応じて改正されます。フィールドに出回っている BSM はすべて本規則に則ったものとしなければなりません。

# ビジネス・サポート・マテリアル(BSM) 制作ガイドライン

ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)制作ガイドライン(本ガイドライン)は、日本アムウェイ合同会社(以下「アムウェイ」という)のビジネス・サポート・マテリアル規則(以下「BSM 規則」という)に従いディストリビューターが作成する BSM につき、制作、運営、使用、販売上の留意点等を規定するものです。

## [1] 承認申請、販売に関するガイドライン

### 1. 申請

事前にアムウェイへの申請および承認が必要な場合は、「申請する BSM 本体」、「BSM 承認申請書」、「BSM 承認申請事前チェックシート」および、「肖像権および個人情報に関する許諾書」をセットにして、アムウェイに提出してください。

※ 「BSM 承認申請書」、「BSM 承認申請事前チェックシート」は [amwaylive.com](http://amwaylive.com) からダウンロードしてください。

### 2. アムウェイのチェック

アムウェイが BSM の内容をチェックして修正が必要と判断した場合は、申請者へ修正箇所をお知らせします。修正の依頼を受けた場合は、修正が完了した当該 BSM を改めてアムウェイに提出してください。

### 3. 承認

アムウェイのチェック後(修正箇所があった場合は修正完了の確認後)、アムウェイにて承認し、受付番号(6桁)が発番されます。

承認されたBSMに「受付番号：日本アムウェイ合同会社\*\*\*\*\*」を明記してください。

#### 媒体別の受付番号の明記場所

媒体	明記場所
DVD	本編(DVD内)および外装ケース
ホームページ	トップページ
レシピ本／書籍	書籍内(インサーション対応可)

### 4. 販売

- 販売開始前までに受付番号を明記した完成品をアムウェイに提出してください。
- 販売時には必ず所定の「BSM販売伝票」を交付してください。
- 販売期間終了後、(1年を超える場合は1年毎に)「BSM収支報告書」をアムウェイに提出してください。
- 「BSM販売伝票」、「BSM収支報告書」は [amwaylive.com](http://amwaylive.com) からダウンロードしてください。

## [2] 著作権／肖像権／パブリシティ権／商標権に関するガイドライン

音楽、映像、写真等は、個人で使用する場合とBSM制作で使用する場合は守るべきルールが異なります。

※ 個人使用：写真を自宅に飾る・音楽や映像を個人で視聴するためにハードディスクに録音、録画する等

### 1. 著作権を侵害しないように注意してください。

- ① 写真、映像、作品等には、撮影者や作成者に著作権があります。写真、映像、作品等を使用する際は、撮影や作成者の許可を受け、使用料を支払う等の手続きが必要です。
- ② 音楽を使用したい場合は、一般的にはJASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会 <http://www.jasrac.or.jp/>)から承認を得て、使用料を支払う等の手続きが必要です。また、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の7「ミーティング開催、ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)」に基づいて、ミーティング

開催申請ならびにミーティング収支報告をする際には使用の承認を受けていることを併せて申告してください。

③ アムウェイの商標権、著作権等も守ってください。

- アムウェイのカatalogをアムウェイの許可なく無断で複製してはいけません。
- アムウェイの会社名、会社のロゴ、商品名（商標）、並びに印刷物、視聴覚資料、カatalog、ホームページに掲載している写真等の著作物をアムウェイの許可なく無断でBSMに使用してはいけません。許可を受けた上で商標または著作物を使用してBSMを制作した場合は、「この資料の一部は、日本アムウェイからの使用許可のもと、日本アムウェイのカatalogから転載された」等の記載が必要です。

## 2. 肖像権を侵害しないように注意してください。

ある程度顔が鮮明に写っており個人を特定することができる写真を、本人の承諾なくBSMに使用することはできません。

## 3. パブリシティ権を侵害しないように注意してください。

著名人の名前を出してアムウェイ製品の愛用者であると伝えてセールス活動をするのは、その氏名、肖像権から生じる経済的利益ないし価値を利用することになり、パブリシティ権の侵害となるため禁止されています。

### 【例】

- ① 「タレントの〇〇はアムウェイ製品を愛用している」
- ② 「有名人の〇〇もアムウェイのディストリビューターに登録している」

## 4. 「ミーティングおよびイベントにおける第三者の知的財産の使用に関する指針」および「デジタルコミュニケーション・スタンダード」も併せてご参考ください。

## [3] 表現に関するガイドライン

### 1. 商品に関する表現

商品は正式名称で説明、明記してください。また、商品に関する情報は、製品ガイドやアムウェイのホームページに掲載されている最新の説明文、映像等をそのまま過不足なく転載・使用しなければなりません。

アムウェイが広報していない性能を説明することは禁止されています。

## ① 誇大広告、不実告知の禁止

法令により「明らかに事実と違う表現」および「実際よりも過大に優良・有利であると誤解させるような表現」は禁止されています。

### 例 1) 製品全体について

NG：アムウェイの製品は最高の商品／超一流の商品／一番良い商品。

OK：アムウェイの製品は「高品質」である。

**【解説】**「最高」、「超一流」、「一番」等の表現は、それを実証する客観的な判断基準が明確でないため、使用することはできません。

### 例 2) アムウェイ キーン クックウェアについて

NG：アムウェイ キーン クックウェアは〇〇年保証／一生使える。

OK：ハンドルなどの消耗品を定期的に交換すれば、長く使用できる。

**【解説】**耐久年数は使用方法や回数によって異なるため、アムウェイでは広報していません。また、保証期間も設けていません。耐久性がある点を説明する際は、必ずハンドルなどの消耗品の定期交換が必要であることを伝えてください。

### 例 3) eSpring 浄水器Ⅱについて

NG：水道水は塩素が入っているため身体に悪い／病気になる。

OK：おいしい水に欠かせないミネラル分を失わずに、140以上の不純物を効果的に除去する。

**【解説】**塩素が人体に有害であると不明確な根拠で水道水・水道局の批判をすることはできません。また、病気を予防するというような表現は eSpring が医療器具であるかのような誤解を与え医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という）に違反しますので、製品の優れた性能や特性は会社が提供している情報（製品ガイド等）を使用して正しく説明してください。

### 例 4) アトモスフィア空気清浄機 S について

NG：インフルエンザウィルスの感染を完全に予防できる／花粉症が治る。

OK：アトモスフィア空気清浄機 S は製品ガイドに記載されている 94 種類もの花粉、ウィルス、化学物質など、0.009 $\mu$ m 以上の粒子を 99.99%まで除去します。

**【解説】**アトモスフィア空気清浄機 S はフィルターを通ったウィルスや花粉等は除去しますが、予防、治癒効果は実証されていません。また、医療機器であるかのような表現は医薬品医療機器等法に違反しますので製品の優れた性能や特性は会社が提供している情報（製品ガイド等）を使用して正しく説明してください。

## ② 効能効果について

栄養補給食品や化粧品は、医薬品医療機器等法で定められている効能効果の範囲を超える表現はできません。間違った説明は適切な治療の機会を奪うなど、直接健康に影響をおよぼす場合がありますので、必ず正しい製品説明を行ってください。

### 例 1) 治療効果を示すような表現は使用できません。

NG：トリプル X を食べればガンを予防できる。

OK：トリプル X はビタミン、ミネラル、ファイトケミカルスをバランス良く摂取できるので、栄養バランスを崩しがちな現代人には最適です。

**【解説】**栄養補給食品は医薬品ではありません。「病気が治る」、「病気を予防する」等の効果を示す表現や、効果があると誤解を招く表現を使うことはできません。

### 例 2) 製品の過剰摂取を勧めるような表現はできません。

NG：トリプル X を目安量の 3 倍摂取すると体に良い／風邪をひいたときはたくさん飲むと良い。

OK：トリプル X は 1 日各 2 ～ 4 粒を目安にお召し上がりください。

**【解説】**お召し上がり量は 1 人 1 日あたりの栄養所要量を考慮しています。また、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進したりするものではないので、1 日の摂取目安量を説明してください。

### 例 3) 体の不調が改善するかのような表現は使用できません。

NG：XS エナジードリンクを飲めば疲れが取れる／元気になる。

OK：XS エナジードリンクは「もうひと頑張りしたい人」、「エネルギーやパワーがほしい人」にお勧めの炭酸飲料です。

**【解説】**「疲れがとれる」、「元気になる」という表現は、体の不調を改善する効果を期待させる表現であり、医薬品と誤解させる表現です。身体の一般的な増強を意味する「疲労回復」、「老化防止」とい

た表現も使用することはできません。

**例 4) 使用体験は使用感に限り表現できます。**

NG：「インテンシブプロ インナーエッセンス」を使用したらハリが出てうるおいました。

OK：「インテンシブプロ インナーエッセンス」はハリを与える夜用の美容液で、実際に使用してみたら、のびが良くて使いやすかったです。

**【解説】**化粧品の効能効果に関する体験談は広告規制により禁止されています。効能効果は、体験談ではなく、商品の説明として、医薬品医療機器等法に定められた範囲内で表現してください。商品について知り合いの方に伝える場合とは異なり、BSMは広告ですから、どんな表現を用いても効能効果に関する体験談を含めることはできませんが、個人の使用感であれば表現することができます。

**例 5) 効果効能や安全性を保證するトークは禁止されています。**

● **効果を保證するような表現**

NG：「シュプリーム LX」を使用すると誰でもお肌にハリが出るのよ。

OK：「シュプリーム LX」はエネルギーに満ちたハリを与える製品です。

NG：肌にトラブルが出ても続けて使用すれば以前よりきれいになるよ。

OK：肌にトラブルが出たらすぐに使用を中止してね。

● **安全性を保證するような表現**

NG：「ユースエクセンド リッチ クレンジングフォーム」はどんなお肌の方が使ってもトラブルがありません。

OK：「ユースエクセンド リッチ クレンジングフォーム」はしっとりとうるおって、なめらかな手触りの肌に導きながら、毛穴の汚れまでしっかり洗い上げる製品です。

**【解説】**化粧品の説明をする際は効果や安全性を保證するような表現は使用できません。またご使用後、お肌に異常を感じた場合は直ちに使用中止してください。お肌の異常が好転反応であるかのような説明を行って継続使用を勧めることは、症状を悪化させる場合があるためできません。

**③ 化粧品、医薬部外品の他社製品との比較デモンストレーションの禁止**

化粧品の優位性を表現するために他社製品との比較を行うことはできません。医薬品医療機器等法では、他社製品の誹謗広告は禁止されています。事実を表現しても広告である限りは誹謗であると判断されるため、比較デモンストレーションを行うことはできません。

## 2. ビジネスに関する表現

### ① 登録

ディストリビューターになる為に必要な費用はディストリビューター資格登録に伴う初年度年会費の3,600円(消費税含む)はかかりませんが、商品購入、更新時の年会費、その他諸経費がかかることを必ず伝えてください。

### ② 登録資格

#### 【NG例】

- (1) アムウェイにサインしたときは学生だった／学生の頃にアムウェイの話を聞いた
- (2) 20歳になったらすぐビジネスを始められるように20歳前にアムウェイの説明を聞いた
- (3) 本業は学校の先生(その他、公務員である状態)である

#### 【解説】

- (1) 現在、学生はディストリビューター資格登録できません。ご自身のエピソードを使用する場合は、1985年12月1日より学生はディストリビューター登録ができない旨の補足説明が必要です。
- (2) 20歳未満の方にスポンサリング活動することはできません。
- (3) 国家公務員は、国家公務員法により副業を行うことができないため、ディストリビューター登録することはできません。また、地方公務員の方も地方公務員法等の関連法令や就労上の規定を遵守したうえで申請していただく必要があります。

### ③ アポイントを取るとき

#### 【NG例】

「久しぶりに食事でもしよう」と誘った／「お料理教室に行こう」と誘った

#### 【解説】

アムウェイ・ビジネスを説明するつもりでお誘いする場合、約束する時点でその目的を必ず伝えなければなりません。特定商取引法の禁止行為である「目的

を告げない勧誘」となるばかりでなく、友人が騙されたと思い信頼関係が壊れる原因となります。

#### ④ スポンサーリングするとき

##### 【NG例】

- (1) 深夜 1 時から説明を始めてセールス&マーケティング・プランからデモンストレーションまで結局 6 時間かかった
- (2) 何度も断られたけど、絶対に伝えたくて半年間誘い続けた
- (3) 気持ちが入っちゃって、ファミレスで何時間もかけて説明した

##### 【解説】

- (1)、(2) 正当な理由もなく、早朝や深夜に勧誘活動をすることや長時間にわたる勧誘、断っている人に対する執拗な勧誘は、特定商取引法の禁止行為である「迷惑を覚えさせる行為」です。
- (3) 飲食店に飲食以外の目的で長時間居座ることは常識に照らしてもマナー違反です。

#### ⑤ アムウェイ・ビジネスの説明

##### 【NG例】

- (1) 時間がなかったので、後で読むように「概要書面(アムウェイ・ビジネスの概要)」を渡してとにかく登録してもらった
- (2) 会員になれば製品が安く買えると言って、良く理解できていなかったようだけれど、とりあえず登録してもらった
- (3) 「ディストリビューター資格登録」、「返品規定」、「クーリング・オフ制度」のことは登録したあとでゆっくり説明しようと思った
- (4) アムウェイ・ビジネスは、ノーリスクである／リスクはまったくない／損をしない
- (5) アムウェイ・ビジネスは、サラリーマンでは絶対得られない自由／時間／一緒に遊べる友達が必ず手に入ります

##### 【解説】

- (1)、(2)、(3) ディストリビューター資格登録をしていただく前には必ず、サインアップ・キットを無料でプロスペクトに交付し、「概要書面(アムウェイ・ビジネスの概要)」の内容を説明し、十分に理解してもらう必要があります。
- (4) アムウェイ・ビジネスがノーリスク、まったくリスクはない、損をしないとは言いきれないため、使用することはできません。
- (5) サラリーマンに対する誹謗中傷と捉えられる表現です。また、自由や時間

や一緒に遊べる友達がアムウェイ・ビジネスでしか得ることができないことであるとは言い切れませんので、使用できません。

## ⑥ セールスマーケティングプラン(収入)

### 【NG例】

- (1) 誰でもすぐ儲かる／絶対に成功する／商品を宣伝するだけで収入を得られる
- (2) アムウェイのボーナスは権利収入(印税収入)
- (3) エメラルド DD になれば、年収 1000 万もらえる／ダイヤモンド DD になれば年収 2,000 万もらえる

### 【解説】

- (1) アムウェイ・ビジネスで収入を得るためには、努力と実績が必要です。「すぐ儲かる」や「絶対に成功する」という表現は正しくありませんので使用できません。
- (2) アムウェイのリーダーシップ・ボーナスについて正確な説明を行った上で、「権利的な収入」という表現を使用することはできますが、アムウェイのボーナスすべてが「権利収入」であり、一生継続して受け取れると誤解されるような説明はできません。
- (3) アムウェイ・ビジネスで得られる収入例について説明する場合は、アムウェイが公表している最新の「平均ボーナス取得額」を利用し正しく説明しましょう。

## ⑦ デモンストレーション

科学的、客観的根拠が明示できないデモンストレーションは「不実告知」に該当するため禁止されています。製品のデモンストレーションは、アムウェイが許可している製品と方法でのみ行ってください。アムウェイでは、科学的・客観的根拠に基づき、どなたでも簡単に行えるものを厳選して紹介しています。

## ⑧ 正式名称での説明

アムウェイ・ビジネスにおける用語は、正しく表現してください。

NG：実験

OK：デモンストレーション

**【解説】**「デモンストレーション」は製品の説明を行う「実演」のことを言いますので、「実験」とは異なります。

NG：鍋デモ

OK：クッキングデモ／クックデモ

**【解説】**ブランドイメージを守るために正しい表現を使用してください。

NG：打つ

OK：クオリファイした・達成した

**【解説】**アムウェイ・ビジネスを知らない方でも、理解しやすく説明するために「達成した」などの正しい表現を使用してください。

NG：切れる

OK：系列が独立する

**【解説】**アムウェイ・ビジネスを知らない方でも、理解しやすく説明するために「独立する」などの正しい表現を使用してください。

## ⑨ 返品

返品規定を説明する際、すべての商品について「いつでも返せる」、「使っていても100%代金が返還される」と誤解されないように、アムウェイ カタログに記載されている通りに過不足なく説明してください。特に、下記の注意事項について必ず伝えてください。

- 商品(消耗品か耐久消費財か)によって返品受付可能期間が異なること
- 商品の使用状況によって返品できない場合があること
- 商品購入時に発生した送料・手数料など、商品代金以外の費用は返金の対象外であること

## [4] ホームページ運営に関するガイドライン

### 1. ホームページにアムウェイのビジネス・インフォメーションを掲載する場合

ホームページにアムウェイのビジネス・インフォメーションを掲載する場合はパスワード保護をかけディストリビューター以外には閲覧できないようにしてください。ディストリビューターに閲覧が限定されたサイトに掲載できる内容は次の通りです。いずれの場合も掲載されるディストリビューターの許可やアムウェイの承認を事前に得てください。

- ① ディストリビューターの氏名、住所等個人情報
- ② ピン・レベル
- ③ ディストリビューターの写真・映像

- ④ グループ内表彰、ビジネス・スケジュール、Amagram やアムウェイのホームページで転載が許可された情報
- ⑤ アムウェイ・セールス & マーケティング・プラン
- ⑥ BSM の販売
- ⑦ アムウェイ・ビジネスで得られる収入やインセンティブ(ライフスタイル実例を含む)
- ⑧ ビジネスの構築に関するヒントやアドバイス
- ⑨ アムウェイのロゴや製品イメージ

## 2. 他のサイトとのリンクについて

リンクが認められるのは次の場合のみです。

- ① アムウェイの公式ホームページ
- ② アムウェイが承認したディストリビューター作成のホームページ

# ミーティングおよびイベントにおける第三者の知的財産の使用に関する指針

## 1. はじめに

本指針の目的は、他人が所有する知的財産を適切に使用方法に関する手引きを提供することにあります。知的財産には、あなたのアムウェイ・ビジネスに関連する、著作権および関連または隣接する権利、意匠、実用新案権、特許、商標、商号、ソフトウェア、データベースに対する権利、企業秘密およびノウハウ、ならびに会社、著名人および他の個人の名称と画像を含みます。本指針は、アムウェイ倫理綱領・行動規準の遵守という契約上の義務を守る上で役立つものです。アムウェイ倫理綱領・行動規準は、アムウェイの知的財産権を尊重することを義務付けており、他人の知的財産権を侵害することや知的財産権の侵害について第三者に対して法的責任を負うような行為をすることは、避けなければなりません。

本指針に定めるガイドラインに従うことで、他人の知的財産権を尊重し、あなたのアムウェイ・ビジネスを保護することに役立ちます。これは重要なポイントです。なぜなら、あなたがディストリビューターとしてアムウェイ・ビジネスに関連して、他人の知的財産を使用することは、その知的財産の商業的利用とみなされる可能性があり、また、その知的財産の権利者によって注意深く監視されることになるためです。その知的財産の権利者が、あなたの行為に対して使用料を請求することがあり、知的財産権を行使して、自己の知的財産権をあなたが使用したことにより生じた損害の賠償を請求するために法的手段を講じる可能性があります。

インターネット上に掲載されているビデオ、音楽、写真、ブログ投稿または文書などは、利用可能で容易にダウンロードできるため、コンテンツを無料でコピーし、自己のビジネスに使用してもよいと思いついてしまうことが少なくありません。しかし多くの場合、これは正しくありません。

また、多くの人が、CDを店頭で購入する、または iTunes やアマゾンなどのオンラインショップから MP3 を購入するといったように、小売り販路を介して合法的に購入した音楽を、自己のビジネス活動に関連して使用してもよいと考えています。しかし通常、これは正しくありません。

実際のところ、インターネット上のほとんどすべてのものは知的財産権によって保護されていると考える必要があり、また、最初に適切な許諾または許可を得ずに、インターネットからダウンロードまたはアップロードしてアムウェイ・ビジネスに使用することは、訴訟および罰金の可能性を含めた問題を招く場合があることを想定しておかなければなりません。

## 2. 著作権

著作権法は、さまざまな素材および著作物を対象にしています。以下に例を挙げます。

- 音楽著作物および録音
  - ビデオおよびテレビ番組や映画のクリップまたは予告編などその他の視聴覚著作物
  - 書籍、雑誌、詩、ウェブサイト、ブログ、ソーシャルメディアへの投稿、パンフレット、小冊子および他の文書からの抜粋などの文学的著作物
  - 科学的、教育的または技術的な性質を有する講義、スピーチ、またはプレゼンテーション
  - 写真並びにその他画像、図面、絵画、地図、彫刻著作物および建築著作物
- これらの素材は、インターネットを含め、あらゆる種類の媒体に表示され、印刷、講演、電子化または放送されることがあります。

著作権の問題は、非常に深刻になる場合があります。適切な許諾や許可を最初に取得することなく著作物を使用した場合、著作権者が著作権を侵害されたとして訴訟を起こす可能性があり、責任を負うことになった場合、あなたには高額の支払いが命じられる場合があります。場合によっては、懲役および罰金が適用される場合があります。

## 3. 商標および他の権利

アムウェイ・ビジネスに関連して使用する目的であなたが作成する素材は、別の知的財産に関する法に基づく問題を生み出す場合もあります。例えば、名前、文言、ロゴ、スローガン、画像、文字、形状、色または音、およびこれらの組合せは、商標法または不正競争防止法によって保護されている可能性があります。あなたが、人々の名前、肖像、画像、個人情報、または視聴覚記録を彼らの同意なく使用した場合、訴訟を起こされることがあります。

#### 4. 方針およびベストプラクティス

以下の方針およびベストプラクティスは、あなたが知的財産権の侵害を避けるように、素材を作成および使用し、アムウェイ・ビジネスに関連するミーティングおよびイベントを開催するための手引きとなると同時に、アムウェイ倫理綱領・行動規準の該当規則を遵守するのに役に立つように意図されたものです。これらの方針およびベストプラクティスは、知的財産権にかかわる素材の使用に関連するすべての権利および制限を対象としているわけではないことにご留意ください。あなたのアムウェイ・ビジネスに関連して著作物を使用することについてご質問がある場合は、弁護士にご相談ください。

##### 主催者のための方針：

- アムウェイ・ビジネスに関連する目的で使用されるすべての著作物に関し、著作権者またはさまざまな国内著作権管理団体（複製権団体と呼ばれることもある）のいずれかから、許諾・許可を取得してください。また、これらの許諾・許可の証拠をいつでもアムウェイに提出できるように、用意しておいてください。
- 著作権者または国内著作権管理団体により許諾されなければ、ミーティングまたはイベントで、楽曲を再生することも、生演奏することもできません。そのような許諾があるかどうか、または、許諾取得の詳細については、関連する著作権管理団体にお問い合わせください。
- ミーティングまたはイベントで音楽を演奏することに対して許諾・許可を取得した場合でも、音楽を記録することは許諾の対象範囲ではありません。これらのイベントを記録・アップロードすることは禁止されています。
- ミーティングおよびイベントのチケットとチラシに、次の文言を記載してください。「本イベントを録画や録音など記録することは禁止されております。この禁止に違反しますと、著作権侵害となり、当該侵害に対する法的責任を負うことになる場合がございます。また、該当するアムウェイ倫理綱領・行動規準に違反する場合もございますので、ご注意ください。」
- ミーティングおよびイベントの記録を禁止しているという看板を目立つように掲示してください。また、可能であれば、チケットに別の言語でも記載してください。
- ミーティングおよびイベントの司会者、プレゼンター、進行役、講演者に対して、プレゼンテーションには発表者自身または第三者の知的財産権が含まれている場合があること、および、イベントを記録することは禁止されていることを、出席者に注意喚起するよう依頼してください。

## 主催者のためのベストプラクティス：

- 許諾には多くの場合制限があり、ある使用用途に対する許諾は、別の使用用途を対象にしていない可能性があることを覚えておいてください。

例：

- ・ 音楽著作物の公演の許諾を取得したとしても、音楽著作物が演奏されるイベントを記録することは許諾の対象とならない可能性があります。
- ・ 許諾の有効期間は、限定されている可能性があります。
- 他者に依頼して動画または文書（パンフレット、チラシまたはウェブサイトページなど）を作成した場合は、その者に対して、著作権許諾の証拠書類を提供させ、かつ、当該証拠をいつでもアムウェイに提供できるよう用意させるようにしてください。
- イベントを記録している人を発見した場合には、やめていただくよう丁寧に要請してください（適切な場合、その記録を削除するように要請してください）。

## 主催者および出席者のための方針：

- 事前に文書による許諾を受けることなく、アムウェイまたはディストリビューターのミーティングまたはイベントを（オーディオまたはビデオで）記録しないでください。
- 適切な許諾・許可なくして、または関連する法によって特に使用が認められるのではない限り、他人の知的財産をアムウェイ・ビジネスに関連して使用しないでください。例えば、適切な許諾なく以下を行うことはできません。
  - ・ ミーティングまたはイベントで動画を再生すること。
  - ・ 音楽を加えた動画を作成すること。動画のスライドショーも含まれます。
  - ・ ソーシャルネットワーク、ウェブサイト、ブログ、またはインターネットのその他の媒体に動画をアップロードすること。
  - ・ 他社または個人の商標を使用すること。
  - ・ 有名人もしくは他の個人の画像、名前、肖像、またはいかなる個人の個人データを事前の同意なく使用すること。
  - ・ インターネットまたはその他の場所で見つけた素材または著作物（ビデオ、音楽、写真、文学的著作物、講義またはスピーチを含むが、これらに限定されない）をコピーする、アップロードする、または使用すること。

## 主催者および出席者のためのベストプラクティス：

- 作成した動画を公開しないとしても、知的財産権の問題を避けられない可能

性があることを覚えておいてください。

本指針の発効日付：2014年10月3日

出版権およびレコード権を管理する著作権管理団体のリスト

国 著作権管理団体

日本 一般社団法人日本レコード協会(「RIAJ」)

ダイキサウンド株式会社

株式会社イーライセンス

合同会社 IP プランニング

ワールドミュージックインターネット放送協会(「WMIB」)

アジア著作権協会(ACA)

一般社団法人日本音楽著作権協会(「JASRAC」)

株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス(JRC)

## デジタルコミュニケーション・スタンダード

デジタルコミュニケーションとは、テキスト(文字)、画像、動画、音声、その他情報を電子的にコンピューターや携帯端末を使用して送信することです。これにはすべてのオンライン上のコミュニケーションが含まれ、電子メール /SMS、ソーシャルメディアやメッセージアプリ(Facebook®、Instagram®、Twitter®、YouTube®、Line®、WeChat®、WhatsApp®、Snapchat® など)、ブログ、ホームページ、ポッドキャスト、ライブストリーミング、モバイル・アプリケーション、掲示板 /フォーラム、デジタルイベントなどを活用しますが、この限りではありません。

### 規則遵守

ディストリビューターは、アマウェイのビジネス、商品またはサービスに関する直接的または間接的なすべてのデジタルコミュニケーションについて、「アマウェイ倫理綱領・行動規準」、「BSM 規則 / BSM 制作ガイドライン」、「デジタルコミュニケーション・スタンダード」および関連する法令・規則を遵守しなければなりません。また、オンライン上の各種プラットフォームの利用規約を守らなければなりません。

ディストリビューターが発信する情報は真実、正確、かつ誤解を招かないものでなくてはなりません。アムウェイは、ディストリビューターのデジタルコミュニケーションについて、その削除、取消、消去、修正、またその他いかなる是正も求めることができます。

このスタンダードに記載されている例示は、参考にするためのものであり、許可／不許可のすべてを取り上げてはいません。

### **禁止されるデジタルコミュニケーション - スпамメッセージ / 未承諾広告メール**

ディストリビューターは、スパムメッセージや未承諾広告メールを送信することはできません。この「デジタルコミュニケーション・スタンダード」ではスパムメッセージを、1対1の個人的な既存の関係や、アムウェイを紹介する前の直接的な相互交流のない相手に対して送られるデジタルコミュニケーションとして定義しています。ディストリビューターからのデジタルコミュニケーションを受け取ることを承諾していない個人に対して送られるメッセージ、またデジタルコミュニケーションを事前に拒否したり、対象から外してほしいと意思表示をしている個人に対して送られるメッセージはスパムメッセージになります。

未承諾広告メールは、「特定電子メール法」により厳しく規制されており、承諾を得ていない相手にアムウェイのビジネスや製品の広告を含む内容の電子メールを送ることは禁止されています。

### **オンライン上でコミュニティを作る**

デジタルコミュニケーションを利用して、興味があることや話題を共有するために人がオンライン上に集まっているのがオンラインコミュニティです。例えばインスタグラムのアカウント、LINEのグループ、趣味の交流サイトなどがオンラインコミュニティです。ディストリビューターはアムウェイのビジネスや商品について話すオンラインコミュニティを作ることができます。コミュニティを作るときには、プル型とプッシュ型と言われる2つのコミュニケーション方法を上手に利用して、スパムメッセージ／未承諾広告メールとなることを回避します。

ディストリビューターはどのような状況であっても、直接的か間接的かを問わず、他の系列のディストリビューターに系列の変更を勧誘したり、変更の手伝いをすることは一切禁止されます。

### **プル型のコミュニケーション**

ディストリビューターは、個人がディストリビューターの投稿や書き込みを見つけて「オプトイン」できる環境をつくり、相手を特定せず広くアムウェイに関する情報を

発信することが認められます。これをプル型のコミュニケーションと言います。このスタンダードで定義する「オプトイン」とは、個人が情報や交流を求めて自らディストリビューターのデジタルコミュニケーションを見つけて、コメントやフォロー、「いいね!」をしたり、ディストリビューターのオンラインコミュニティに参加や登録をしたりすることを言います。ディストリビューターからのデジタルコミュニケーションを受け取ることに積極的な意思を示していることや承諾している状態も「オプトイン」です。

プル型のコミュニケーションは、ディストリビューターが単独で所有または管理するデジタル資産上に情報を投稿し、個人がそれを見つけて「オプトイン」することから始まります。デジタル資産とは、ソーシャルメディアのアカウントやウェブサイトなどを指します。この方法でオンラインコミュニティを作っていくことにより、投稿を見ている個人がスパムメッセージや未承諾広告メールを受け取ることなく、個人が自らディストリビューターとつながることを選択することができます。

### 【例】プル型のコミュニケーション

- (a) ディストリビューターがアーティストリー商品についてツイートします。個人がそのディストリビューターのツイッターアカウントを見つけ、コメントします。ディストリビューターはこの個人とコミュニケーションを始めることができます。なぜなら、このデジタル資産はディストリビューターが所有または管理しており、個人は自らそれを見つけてコメントすることによって、そのディストリビューターのコミュニティに「オプトイン」しているからです。
- (b) ディストリビューターがアムウェイ・ビジネスに関する情報を掲載するフェイスブックページを作り公開します。これは認められます。なぜなら、そのフェイスブックページはディストリビューターが単独で所有または管理するデジタル資産であり、投稿を見たい個人は自らそのページに「オプトイン」しなければならないからです。
- (c) ディストリビューターがハッシュタグ「#LifewithAmway」をつけて自分のアカウントに投稿し、個人がインスタグラムの検索からディストリビューターを見つけられるようにします。これは認められます。なぜなら、ディストリビューターがハッシュタグをつけたアカウントは、ディストリビューターが単独で所有または管理しているデジタル資産であり、個人は積極的にそれを探して、そのディストリビューターのコミュニティに「オプトイン」することができるようになっていくからです。
- (d) ディストリビューターが自分の公開されたツイッター・プロフィールにアーティストリーのライトアップ リップグロスについて書き込みます。個人がツ

イッターの検索機能を使ってディストリビューターのツイッターを見つけて「いいね」をします。これを受けてディストリビューターは個人に返信してフォローします。これは認められます。なぜなら、ツイートに「いいね」をすることで個人はそのディストリビューターのコミュニティに「オプトイン」したからです。

- (e) 公開されている YouTube チャンネルのコメント欄に、ディストリビューターが自分のアムウェイ・ビジネスのフェイスブックページを宣伝するためにそのリンク先を貼ります。これは認められません。なぜなら、コメント欄にリンク先を貼った YouTube チャンネルは、ディストリビューターが所有または管理しているデジタル資産ではないからです。

誰でも閲覧できる環境のデジタルコミュニケーションの中に、アムウェイ・ビジネスへ参加することを勧める内容が含まれる場合は、「特定商取引に関する法律」により重要事項と広告主の表示が必要になります。ディストリビューターは、アムウェイ公式ウェブサイトの法定広告記載事項のリンク (<http://amwaylive.com/go/law>) を貼り、氏名、住所、電話番号を明記することが必要です。

またニュートリライト商品やアーティストリー商品を販売促進する内容がデジタルコミュニケーションに含まれ、誰でも閲覧できる環境で投稿されている場合、商品に関する表現は、「医薬品医療機器等法」によりその効能効果の表記が定められていることに留意してください。効能効果を個人の体験談として表現することはできません。

すべての商品の説明は、カタログやアムウェイのホームページなどに掲載されている最新の説明をそのまま過不足なく使用しなければなりません。

## **プッシュ型のコミュニケーション**

ディストリビューターは、個人やグループにメッセージを送信したり、コンテンツをデジタル資産上に投稿したりすることができます。これをプッシュ型のコミュニケーションと言います。

プッシュ型のコミュニケーションには2つのタイプがあり、1つは認められますが、もう1つは認められません。

## **認められるプッシュ型のコミュニケーション**

ディストリビューターは、すでに1対1の個人的な交流がある個人に対して、メッセージやコンテンツを自分から送信することができます。さらに、ディストリビューターからデジタルコミュニケーションを受け取ることを承諾したり、ディストリビューターのコミュニティに入ることに興味を示している個人にメッセージやコン

コンテンツを自分から送信したり投稿したりすることができます。

ただし、アマウェイのビジネスや製品をお勧めするような内容が個人に送信されるメッセージに含まれる場合、個人がそれを事前に理解し承諾していて、コミュニケーションをしている相手がアマウェイのディストリビューターであることを認識していることを前提とします。

### 【例】認められるプッシュ型のコミュニケーション

- (a) ディストリビューターが自分のInstagramのフォロワーである個人に対してニュートリライト商品についてメッセージを送ります。これは認められます。なぜなら、個人はディストリビューターのアカウントのフォロワーになることによりそのディストリビューターのコミュニティに「オプトイン」しているからです。ただし、ニュートリライト商品についてメッセージを送る前に十分に相互交流をして、個人がアマウェイのディストリビューターからアマウェイに関するデジタルコミュニケーションを受け取ることを承諾していることが前提です。
- (b) ディストリビューターが自分のフェイスブックページに美容情報を投稿します。個人がこれを見つけて「いいね」をします。ディストリビューターはアマウェイの商品について話すために個人にダイレクトメッセージを送ります。これは認められます。なぜなら、個人はフェイスブックの投稿に「いいね」をしたことでそのディストリビューターのコミュニティに「オプトイン」したからです。ただし、商品についてメッセージを送る前に十分に相互交流をして、個人がアマウェイのディストリビューターからアマウェイに関するデジタルコミュニケーションを受け取ることを承諾していることが前提です。
- (c) スポーツイベントでディストリビューターが個人と知り合い、LINEのIDを交換して、アマウェイ・ビジネスに関してメッセージをダイレクトに交わします。これは認められます。なぜなら、ディストリビューターは個人と対面で知り合い、1対1の関係があるからです。ただし、アマウェイ・ビジネスに関してメッセージを受けることを個人が承諾していることが前提です。
- (d) ディストリビューターが趣味のお料理専用のフェイスブックグループの単独のオーナーで、グループのメンバーに向けてアマウェイの調味料の購入をお勧めするコンテンツを投稿します。フェイスブックグループの規則が守られていれば、これは認められます。なぜなら、ディストリビューターはフェイスブックグループのメンバーと相互交流があり、メンバーはディストリビューターのコミュニティの一員として「オプトイン」しているからです。
- (e) 趣味の釣りのオンライングループで、そこに参加している個人が「アマウェイのディストリビューターの知り合いがいる人はいませんか?」と投稿しました。

ディストリビューターが同じグループにおいて個人にダイレクトメッセージを送信できる環境であればメッセージを送ることは認められます。グループの他のメンバーがディストリビューターを紹介するため、個人の連絡先などをディストリビューターに教えるような場合、個人がディストリビューターからのメッセージを受け取ることの同意が得られていることをメンバーに確認した上で、ディストリビューターは個人にメッセージを送ることが認められます。

### **認められないプッシュ型のコミュニケーション**

ディストリビューターが1対1の既存の関係や相互交流のない相手や、ディストリビューターからのデジタルコミュニケーションを受け取る意思を示していないまたは承諾していない相手とデジタルコミュニケーションをすることは認められません。この行動はスパムメッセージ／未承諾広告メールの送信に該当するため一切認められません。

#### **【例】認められないプッシュ型のコミュニケーション**

- (a) ディストリビューターがオンライン掲示板で見つけた個人に対して、アムウェイに関する内容のメッセージを送ります。これは認められません。なぜならディストリビューターと個人の間には1対1の関係はなく、事前の相互交流もなく、個人はディストリビューターからメッセージを受け取ることに承諾もしていないからです。
- (b) ディストリビューターが地域活動団体に参加していて、団体に登録している近隣住民のメールアドレスやLINE IDなどの情報を入手します。次に開催するアムウェイのホームミーティングに近所の人達を招待するためにこの情報を使用してメッセージを送信します。これは認められません。なぜなら、団体活動をしている立場で入手した情報の不正利用となり、相手はディストリビューターからのメッセージを受け取ることに承諾していないからです。
- (c) ディストリビューターが同窓会サイトに参加して、そのサイトで見つけた個人にアムウェイ・ビジネスに関するメッセージを送ります。これは認められません。なぜなら、ディストリビューターはこのデジタル資産を所有も管理もしておらず、個人と1対1の関係もなく、これは個人がディストリビューターのコミュニティに「オプトイン」している状態ではないからです。

### ディストリビューターに限定する内容

次の内容を含むデジタルコミュニケーションは、ディストリビューターに閲覧を限定したコミュニティでのみ投稿、掲載が可能です。

- アムウェイ・セールス&マーケティング・プランの情報、アムウェイで得られる収入や報酬を取得する方法やアドバイスなど
- アムウェイにより承認された BSM の掲載

### 投稿が禁止される内容

次の内容を含むデジタルコミュニケーションは、いかなる閲覧環境においても投稿や掲載は認められません。

- 系列の構成やそこに含まれるディストリビューターの氏名等個人情報
- 機密および取扱いに注意が必要な情報。これにはアムウェイに関するすべての未発表情報、経営陣の人事、関連施設、買収等が含まれます。

### オンラインコミュニティでの交流

個人が一旦ディストリビューターのオンラインコミュニティに自由な意思と選択で「オプトイン」すれば、その後はプル型かプッシュ型かを問わず、その個人とデジタルコミュニケーションをすることができます。その際にディストリビューターは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「BSM 規則 /BSM 制作ガイドライン」、およびこの「デジタルコミュニケーション・スタンダード」を遵守してください。

しかしオンラインコミュニティを作ろうとするときは、必ずこのプル型およびプッシュ型のコミュニケーションを活用し、さらに次の各項も遵守しなければなりません。

### **アムウェイ・ビジネスの紹介**

ディストリビューターは、個人がディストリビューターのコミュニティに「オプトイン」していることを前提に、そのディストリビューターが単独で所有または管理しているデジタル資産上でアムウェイ・ビジネスを紹介することができます。同様に、ディストリビューターと 1 対 1 の個人的な既存の関係があり、十分な相互交流をしている個人に対して、アムウェイ・ビジネスを紹介することができます。これらのデジタルコミュニケーションには相手のアクションを促す文言(リンク貼りなど)を含めることができます。

なお、誰でも閲覧できる環境でアムウェイ・ビジネスへ参加することを勧める内容を投稿する場合は、「特定商取引に関する法律」により重要事項と広告主の表示が必要になります。ディストリビューターは、アムウェイ公式ウェブサイトの法定広告記載事項のリンク(<http://amwaylive.com/go/law>)を貼り、氏名、住所、電話番号を明記する必要があります。また、特定した個人にディストリビューターになることを勧めるような内容のメッセージを送る場合は、「特定商取引に関する法律」に則

り、氏名、アムウェイのディストリビューターであること、ビジネスや商品をお勧めしたいことなどを最初に伝えて、個人の承諾を得てからアムウェイ・ビジネスの紹介をしてください。

### ユーザーが作成するコンテンツ

ディストリビューターは、動画、音声、画像（商品、人、その他）およびディストリビューター本人の画像（本人撮影）を作成して、オンライン上の交流に活用することができます。アムウェイの商品が含まれているかどうかは問いません。ただし、添えられるアムウェイに関する文言は真実であり、正確で、誤解を招かないものでなくてはなりません。なお、ユーザーが作成したコンテンツにアムウェイのブランドロゴが含まれる場合、デジタル資産のプロフィールや背景に使用することはできません。

### **【例】アムウェイ・ビジネスの紹介**

- (a) ディストリビューターが、本人のインスタグラムのアカウント上にアムウェイ商品を手にした自撮り画像を投稿し、「アムウェイ・ビジネスについてもっと知りたい人はダイレクトメッセージを下さい」という相手のアクションを促す文言を加えます。これは認められます。なぜなら、ディストリビューターはこのデジタル資産を管理または所有しており、このメッセージを見た個人はメッセージを送るかどうかが自由な意思で選択することができるからです。ただしディストリビューターは、アムウェイ・ビジネスの広告をしているため、この投稿にアムウェイ公式サイトの広告記載事項のリンクを表示し、氏名、電話番号を明示していなければなりません。
- (b) ディストリビューターがツイッターアカウントでディストリビューターになることを勧める内容をツイートします。フォロワーに向けてディストリビューターになることのメリットを説明し、なりたい人は自分に連絡をするよう呼びかけます。これは認められます。なぜなら、このツイートを見た個人は今後ビジネスに関する追加情報を受け取るかどうか、個人の自由な意思で選択することができるからです。ただしこのツイートでディストリビューターは、アムウェイ公式サイトの広告記載事項のリンクを表示し、氏名、電話番号を明示していなければなりません。
- (c) ディストリビューターが友人のブログの投稿欄に、アムウェイ・ビジネスを勧める内容の動画を投稿します。これは認められません。なぜなら、ディストリビューターはデジタル資産の所有者でも管理者でもなく、ブログの利用者はディストリビューターのコミュニティに「オプトイン」していないからです。

## スポンサリングにおける氏名、目的などの明示義務

商品について興味をもった個人からメッセージを受けた場合、ディストリビューターは自分がアムウェイのディストリビューターであることや氏名等をまず明示し、相手がアムウェイのディストリビューターとコンタクトしていることが分かるようにしてください。ディストリビューター登録を勧める場合は、直接会って、概要書面を渡す義務が法律により定められています。「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の5. スポンサーの責任と義務を遵守してください。

## **アムウェイ商品の流通**

ディストリビューター活動による個人との実際の商取引はオフラインで行われません。

ディストリビューターが仕入れた商品をディストリビューターのオンラインコミュニティ上で販売する行為は、認められません。「特定商取引に関する法律」の通信販売に該当し細かく表示規制されているためです。ディストリビューターとのデジタルコミュニケーションにより個人がオンライン上の手続きだけで商品を購入できる方法は、ショッピングメンバー登録サイトからの購入に限定されます。

## ユーザーが作成するコンテンツ

ディストリビューターは、動画、音声、画像(商品、人、その他)およびディストリビューター本人の画像(本人撮影)を作成して、アムウェイ商品を販売促進することに活用することができます。アムウェイの商品が含まれているかどうかは問いません。ただし、添えられるアムウェイに関する文言は真実であり、正確で、誤解を招かないものでなくてはなりません。なお、ユーザーが作成したコンテンツにアムウェイのブランドロゴが含まれる場合、デジタル資産のプロフィールや背景に使用することはできません。

## アムウェイ商品の不正流通

ディストリビューターは、広く一般への販売を目的としたオンライン上のプラットフォームを利用してアムウェイの商品を流通させることは禁止されています。(例: アマゾン、楽天、ヤフー、メルカリ、オークションサイトなど)また、このような行為を行う第三者へ商品を流通させることも禁止です。(例: 商品買取業者、仲介事業者など)

このような商品の流通は、人と人の信頼関係により築かれたアムウェイの商品の流通ネットワークを阻害するものであり、多くのディストリビューターのビジネス活動とアムウェイおよびブランドのレピュテーションを傷つけます。アムウェイはこれ

らの流通経路を認めていません。

ディストリビューターは、影響力のある第三者を活用して、アムウェイの商品の流通を代行をさせるような行為は認められません。流通実績を増やしたりその第三者のアカウントの人気を上げるために、アムウェイについて誤解をあたえるような手段を使うことも認められません。

### 【例】アムウェイ商品の流通

- (a) ディストリビューターが自分のフェイスブックページにアムウェイの商品をプロモーションする画像を投稿し、「興味がある人は連絡ください」と相手のアクションを促すメッセージを添えます。これは認められます。なぜなら、相手のアクションを促す投稿をしたデジタル資産はディストリビューターが所有または管理しており、ディストリビューターに自ら連絡をしてくる個人は「オプトイン」しているからです。
- (b) ディストリビューターがアムウェイ本社の公式フェイスブックページに、商品をほしい人は自分に連絡するようにアクションを促す投稿をします。これは認められません。なぜなら、このフェイスブックページはディストリビューターが所有または管理しているデジタル資産ではないからです。
- (c) ディストリビューターがアマゾンで商品を販売するためにアーティストリー商品を出品します。これは認められません。なぜなら、アマゾンは一般への販売を目的としたオンラインプラットフォームであり、そこで販売することはアムウェイの商品を不正流通させていることになるからです。他のディストリビューターのビジネス活動を阻害するため認められません。
- (d) ディストリビューターがアムウェイ商品の流通やビジネスのプロモーションのためにユーチューバーを活用します。ユーチューバーがアムウェイ商品をプロモーションしたり、そのディストリビューターを紹介したりすることについて、一切の報酬を受けないのであれば、可能です。しかし、ユーチューバーがアムウェイの商品を販売することは認められません。なぜなら、ユーチューバーは第三者であり、アムウェイの商品の販売は許可されていないからです。

### 一般広告およびプロモーション

ディストリビューターは、居住している地域内に限定した無料の検索連動型のリスティング広告を利用することができます。これには相手のアクションを促す文言を含めることもできます。掲載にあたり、以下の表示が義務づけられます。

1. 氏名(登録氏名、法人ディストリビューターの場合は法人名および代表者氏名)

2.住所

3.電話番号／ e-mail

4.アムウェイ・ディストリビューター

5.法定広告記載事項のリンク (<http://amwaylive.com/go/law>)

ディストリビューターは、有料広告(ブースト広告、スポンサー広告、ディスプレイ広告、インストリーム広告またはリスティング広告を含みますがこれらに限定されません)を利用して広告宣伝することは認められません。なぜなら、これらの広告宣伝はディストリビューター活動に不平等な優位性を与え、アムウェイと直接的に競合する可能性があるからです。

無料、有料を問わず、クラシファイド／案内広告、SNS 広告なども認められません。クーポンサイト、オークション／フリーマーケットサイト、資金調達サイト、その他あらゆる商取引サイト上での広告宣伝は認められず、対象となるサイトはこれらに限定されません。これらサイト上での広告宣伝は、ディストリビューター活動を脅かし、アムウェイおよびそのブランドのレピュテーションを危うくする可能性があります。

### 【例】一般広告およびプロモーション

- (a) ディストリビューターがアムウェイの広告宣伝をするために Google マイビジネスのリスティングに登録します。これは認められます。なぜなら、それは無料の検索連動型のリスティング広告であり、ディストリビューターの居住地域を対象に利用しているからです。ただしアムウェイが義務付けている項目は必ず表示しなければなりません。
- (b) ディストリビューターがフェイスブックに掲載するアーティストリーシュプリーム LX クリームのスポンサー広告を制作します。これは認められません。なぜなら、スポンサー広告による広告宣伝はディストリビューター活動に不平等な優位性を与え、アムウェイと直接的に競合する可能性があるからです。
- (c) ディストリビューターが Google アドワーズのキーワードの入札単価を設定してキャンペーン広告を作成します。これは認められません。なぜなら、これらはアムウェイの広告宣伝活動と競合する可能性があり、さらにディストリビューター活動に不平等な優位性を与えるからです。
- (d) ディストリビューターがアムウェイ・ビジネスと一緒にする仲間を募集するため「ジモティー」に広告を掲載します。これは認められません。なぜなら、「ジモティー」はクラシファイド広告であり、アムウェイおよびそのブランドのレピュテーションを危うくする可能性があるからです。

## 動画、音声およびライブストリーミング

デジタルコミュニケーションで利用される動画、音声、ライブストリーミング(動画／音声のリアル配信をすべて含む)は、ディストリビューターが所有または管理するデジタル資産上で利用される限り、アムウェイへの事前申請や書面承認が不要な BSM として規定されます。ただし、含まれる内容によって BSM 規則により所定のピン・レベルを満たしている必要があります。

ディストリビューターは、事前にアムウェイに提出をして内容の相談や確認をすることができます。制作される BSM は「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「BSM 規則／BSM 制作ガイドライン」、その他関連する法令や規則を遵守していません。

動画、音声およびライブストリーミングには次のものを含めることはできません。

- 系列の構成やそこに含まれるディストリビューターの氏名等個人情報
- 承認された BSM の掲載や価格表示
- 機密および取扱いに注意が必要な情報。これにはアムウェイに関するすべての未発表情報、経営陣の人事、関連施設、買収等が含まれます。

動画や音声(録画または保存されたライブストリーミングを含む)を配布、販売、またオフラインでのイベントやミーティングなどに活用する場合は、BSM 規則によりその取扱いには所定のピン・レベルを満たしている必要があり、アムウェイによる事前の書面承認が必要です。

さらに、以下の内容を含む動画、音声(録画または保存されたライブストリーミングを含む)についても、その取扱いは所定のピン・レベルを達成している必要があり、アムウェイによる事前の書面承認が必要です。

- セールス&マーケティング・プランの説明、およびそれに含まれるアムウェイで得られる収入や報酬を取得する方法やアドバイスなど(ディストリビューター向けかプロスペクト向けかは問わない)
- カタログ、製品ガイドなど会社資料にはないアムウェイの商品に関する説明
- スポンサーングの方法など
- ディストリビューターの収入公表
- 楽曲、ロゴ、図形／記号、画像などの第三者の知的財産(これらは知的財産権を所有する第三者からの利用許諾を書面で取得することが必要)

## ウェブサイト、モバイル・アプリ、ポッドキャストおよびブログ

ディストリビューターは、ウェブサイト、モバイル・アプリ、ポッドキャストおよびプロ

グを利用するには、アムウェイから事前の書面承認を得なければなりません。またこれら BSM の取り扱いには所定のピン・レベルを満たしている必要があります、「BSM 規則／ BSM 制作ガイドライン」を参照してください。

## デジタルイベント

ディストリビューターは、アムウェイ・ビジネスに関連したデジタルイベントまたはバーチャルイベントを開催することが認められます。デジタルイベントはディストリビューターが「アムウェイ倫理綱領・行動規準」および「BSM 規則／ BSM 制作ガイドライン」を遵守し、ディストリビューターが所有または管理するデジタル資産上で行われることが条件です。

デジタルイベントとは、バーチャルな環境で予め日時を定めて一定の時間内に開催されるイベントで、共通のテーマや目的をもって、特定のグループやコミュニティを対象として開催されるものです。

ディストリビューターが所有および管理していないデジタル資産上でデジタルイベントを開催する場合は、アムウェイの事前の書面承認と、主催元の許可があれば認められます。

デジタルイベントは以下の要件をすべて満たさなければなりません。

事前にアムウェイの書面承認が必要な内容が含まれる場合は、BSM 規則に基づき、所定のピン・レベルを満たしている必要があります。

- 商品をお勧めする内容が含まれる場合、イベントのテーマと商品の関連性がなくてはなりません。
- イベントで使われるまたは提供される資料／コンテンツなどは、アムウェイが事前承認しなければなりません。
- アムウェイ・ビジネス上の取扱いに注意が必要な情報については、参加者がディストリビューターに限定した環境でのみ提供することができます。取扱いに注意が必要な情報には、セールス&マーケティング・プランの説明や承認された BSM の投稿・掲載などが含まれます。セールス&マーケティング・プランの説明がプロスペクトにされる場合は、事前にアムウェイの承認を得る必要があります。
- 第三者が制作したコンテンツを使用する場合、その第三者およびアムウェイの事前の書面承認がない限り使用できません。

### 【例】デジタルイベント

- (a) ディストリビューターがフェイスブックでバーチャルなアーティストリーパー

ティを開催します。これは認められます。なぜなら、ディストリビューターが所有または管理するデジタル資産上で行っているからです。

- (b) ディストリビューターが近日中に開催するアムウェイのクッキングイベントのプロモーションのために、公開されているフェイスブックでイベントへの招待ページを制作します。これは認められます。なぜなら、ディストリビューターはこのデジタル資産を所有または管理しているからです。
- (c) ディストリビューターがポッドキャストの番組で、アムウェイのビジネスや商品の体験について話すインタビュー依頼を受けました。これは、ディストリビューターが所有または管理するデジタル資産ではないため、事前にアムウェイから書面承認を取得すれば受けることができます。
- (d) ディストリビューターは友人のフェイスブックの公開されているグループで開催されるバーチャル美容イベントに参加し、アムウェイ・ビジネスのプロモーションを始めます。これは認められません。なぜなら、イベントはディストリビューターの所有または管理するデジタル資産上で開催されていないため、事前にアムウェイから書面承認と主催者の許可が必要で、それらを取得していないからです。

ディストリビューターはライブイベントをイベントガイドラインで許可されていれば、またイベントが「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「BSM 規則／BSM 制作ガイドライン」、および「デジタルコミュニケーション・スタンダード」に準拠していれば、録画、録音／保存して投稿することができます。これらはデジタルイベントではなく、動画、音声の取り扱いとなります。事前にアムウェイに書面承認が必要となる内容が含まれる場合は、掲載・投稿にはBSM規則に基づき、所定のピン・レベルを満たしている必要があります。

### **アムウェイについての表現**

アムウェイが提供するセールス&マーケティング・プラン、収入の機会、商品やサービスについての表現は真実であり、正確で、かつ誤解を招かないものでなくてはなりません。

アムウェイの商品やサービスについての表現は、アムウェイによって許可されている表現に一切の変更を加えずに使用しなくてはなりません。

### 収入およびライフスタイル

アムウェイで得られる可能性がある収入については、現実的な見込みや期待でなくてはならず、誇張することは認められません。収入について説明する場合は、ア

ムウェイが公表している最新の「平均ボーナス取得額」を利用して正しく説明してください。

### エンドースメント(推奨)および証言

エンドースメントおよび証言は、それを行うエンドーサーや証言者の正直な意見、信念または経験を反映したものでなければなりません。アムウェイが法的に行えない表現をするためにエンドースメントまたは証言広告を利用してはなりません。

ディストリビューターはエンドースメント、証言、好意的なレビューの見返りとしていかなる形の報酬も提供することはできません。ディストリビューターは、フォローワーや「いいね」を獲得するためにいかなる形の報酬も提供しないものとします。ただし、商品サンプルを提供することは認められます。

アムウェイとエンドーサーもしくは証言者の間に何らかの報酬や利益の供与など重要な関係がある場合、そしてその広告を見る一般の人がその重要な関係を知らないか、または予想していない場合、この重要な関係があることの情報を開示しなくてはなりません。

重要な関係とは、例えば、エンドーサーまたは証言者がその見返りとして無料の商品提供を受けた場合などであり、またエンドーサーまたは証言者がディストリビューターである場合も含まれる可能性があります。情報の開示は、はっきりと見やすく、人目について読みやすく、かつ広告表現に近いものでなければなりません。

### **【例】エンドースメントおよび証言**

- (a) プロスペクトがサテニークシャンプーの無料サンプルを使った後、「香りがとても好き!」と推奨するツイートをし、ディストリビューターはこれをリツイートします。これは認められます。なぜなら、ツイートの中で無料サンプルを使った事実が開示されていて、プロスペクトはそれ以外の報酬は一切受け取っていないからです。
- (b) 人気のあるブロガーに2万円の謝礼を提供することの見返りとしてXSエナジードリンクの好意的なコメントをブログ上でしてもらいました。これは認められません。なぜなら、好意的なレビューの見返りとして報酬を提供しているからです。

## 使用前・使用後の比較画像・動画

使用前・使用後の比較画像や動画は、証言広告に該当します。画像・動画をディストリビューターかディストリビューター以外が撮影しているかどうかを問わず、アムウェイが法的に行えない表現をするために証言広告を利用してはなりません。

アムウェイの商品が含まれる使用前・使用後の画像や動画の利用については、事前にアムウェイからの書面承認を取得する必要があります。申請は BSM 規則に基づき、所定のピン・レベルを達成している必要があります。

なお、以下の使用前・使用後の画像や動画については事前の書面承認がなくても利用することができます。

- アムウェイが公表しディストリビューターに提供をしている使用前・使用後の画像や動画。
- ディストリビューター本人がアムウェイのベースメイク／カラーメイク商品を使って自分自身にメイクアップをする様子が含まれる使用前・使用後の画像や動画。ただし、アムウェイが提供している商品広告表現の範囲を超えるキャプション、テキスト、音声などを含めたり添えたりすることはできません。さらに、画像や動画に第三者の商品が表示されたり、それについて述べたりしてはいけません。

アムウェイとエンドーサーもしくは証言者の間に何らかの報酬や利益の供与など重要な関係がある場合、そしてその広告を見る一般の人がその重要な関係を知らないか、または予想していない場合、この重要な関係があることの情報を開示しなくてはなりません。

情報の開示は、はっきりと見やすく、人目について読みやすく、かつアムウェイの表現に近いものでなければなりません。

## 商品のデモンストレーション動画

商品のデモンストレーションとは、アムウェイ商品のプレゼンテーションです。実際に使って商品の機能を紹介したり、商品の使用後に得られる結果を説明したりします。

アムウェイ商品が含まれるデモンストレーション動画については、事前にアムウェイからの書面承認を取得する必要があります。申請は BSM 規則に基づき、所定のピン・レベルを達成している必要があります。

なお、以下の商品のデモンストレーション動画については、事前の書面承認がなくても利用することができます。

- アムウェイが公表している指示を厳守して行うもの
- アムウェイが許可し提供しているもの

- アムウェイのベースメイク／カラーメイク商品を使って自分自身にメイクアップをするもの
- ディストリビューターがアムウェイの調理器具を所定の用途（料理やその準備）に従って使用する様子が含まれるもの

アムウェイが認めている商品に関する表現の範囲を超えるキャプション、テキスト、音声などをデモンストレーション動画に含めたり添えたりすることはできません。科学的、客観的根拠が明示できないデモンストレーションは禁止されています。さらに、デモンストレーション動画に第三者の商品が表示されたり、それについて述べたりしてはいけません。

## 知的財産

知的財産は、知的創造に伴い権利を生じさせ、特許権、著作権、商標権などの権利取得のための出願がされることのある創作物です。ディストリビューターは、権利者がアムウェイか他の誰であるかを問わず、適切にその使用許諾を得た知的財産のみ使用できます。知的財産には、楽曲、画像、音声、動画、テキスト、商標、ロゴおよびその他の創作物が含まれる可能性があります。

### 著作権対象物

著作権対象物に含まれるものは、楽曲、書籍、雑誌、記事、および抜粋や翻訳なども含めたその他の著作物です。演説、写真、イラスト（オンライン画像など）、ウェブサイト、ブログその他ソーシャルメディア投稿物、動画、映画、戯曲、彫刻、建築物、および 3D 形式、ならびにコンピュータ・ソフトウェアなども著作権対象物となります。

### アムウェイの制作物の利用

ディストリビューターは事前に適切な使用許諾を取らない限り、アムウェイが制作した著作権対象物を使用できません。ただし、アムウェイが使用を認めている amwaylive の所定のページから素材を入手して使用する場合はこの限りではありません。当該ページの注意事項を厳守してください。

アムウェイの公式なデジタル資産上で共有やリンク設定が許可されているものについて、ディストリビューターは許可を求める必要はありません。

## 【例】アムウェイの制作物の利用

- (a) ディストリビューターがアムウェイの公式フェイスブックページの画像をシェアし、本人のページ上で L.O.C. のプロモーションを行います。この共有は認

められます。なぜなら、アムウェイの公式なソーシャルメディアから共有する場合は許可は不要だからです。

- (b) ディストリビューターが amwaylive の商品紹介ページの画像を保存またはスクリーンショットをして、それを本人のツイッターのプロフィール欄に投稿します。これは認められません。なぜなら、画像に対する権利は会社の公式ウェブサイトのみにも属しており、ディストリビューターまで使用許諾の範囲が広がっていないからです。(例：広告に起用されているモデルの画像など)また画質の劣化はアムウェイやそのブランドの信用やレピュテーションを損ないます。ディストリビューターは会社が amwaylive の所定のページで使用を許諾している高画質な画像を適切に利用してください。

### 第三者の制作物の利用

ディストリビューターが第三者が制作した著作権対象物を使用するには、適用される法令等で別途許可されていない限り、著作権者から事前に適切な譲渡、ライセンス付与、その他許諾を書面で入手しなければなりません。ディストリビューターは、著作権対象物の使用許諾の証拠書類を保管し、いつでもアムウェイに提出できるように用意しておいてください。ディストリビューターのデジタルコミュニケーションにおいては著作権に関連する法令を遵守しなければなりません。

第三者による記事やブログ／ソーシャルメディアの投稿などをリンクやシェアボタンを使って他者へ共有する際は、その記事や投稿内容にアムウェイの商品やビジネスに関する情報が含まれていない場合に認められます。

また、その記事や投稿内容に対するコメントにも、アムウェイの商品やビジネスに関する情報が含まれていてはなりません。

さらに記事や投稿内容に、「医薬品医療機器等法」、「健康増進法」、「景品表示法」などで商品の広告として認められない内容が含まれている場合、こうした記事や投稿を利用して商品の広告をすることは禁止されています。

### **【例】第三者の制作物の利用**

- (a) ディストリビューターが新聞でフィッシュオイルと心臓病リスク低下の潜在的な相関関係を論ずる記事を見つけました。ディストリビューターはこの記事を本人のフェイスブックアカウントで共有し、「フィッシュオイルと心臓病リスク低下の潜在的な相関関係に関する本当に面白い記事です。」とテキストを添えます。このディストリビューターのフェイスブックページでサプリメントについて一切触れておらず、販売促進もしていない場合であれば認められます。サプリメントについて何らかの記述がある場合は、認められません。

- (b) ある経済誌がその公式フェイスブックページで、同社のウェブサイトの記事へのリンクを載せています。ディストリビューターはこの記事を自分のフェイスブックページのフォロワーと共有します。その経済誌の元の投稿にシェア機能が含まれているのであれば、リンク先の記事が「医薬品医療機器等法」などの法令で広告として使用を認められていない内容を含まず、またディストリビューターが添えるコメントがこの「デジタルコミュニケーション・スタンダード」や他の規則を遵守している限り、これは認められます。しかし例えば、その共有したコンテンツは、当該経済誌がディストリビューターまたはアムウェイのプロモーションを行っている、または同誌がディストリビューターまたはアムウェイとの間に何らかの関係を持っているというようなことを示唆するような内容であってはなりません。
- (c) ディストリビューターがアムウェイの商品を取り上げた第三者の記事を本人のツイッターアカウントで共有し、「この記事をチェックしてね」とのコメントを添えます。ディストリビューターのコメントがアムウェイの商品やビジネスに触れていないのであれば、これは認められます。
- (d) ディストリビューターが購読している雑誌の中で、アムウェイ・ビジネスが取り上げられていることを見つけ、表紙と記事のページの写真をインスタグラムで共有します。ディストリビューターは事前にその雑誌社から書面による使用許可を得ない限り、これは認められません。
- (e) ディストリビューターが他のディストリビューターが作成した動画を YouTube で見つけました。ディストリビューターはこの動画をダウンロードして自分のフェイスブックに投稿し、フォロワー全員と共有します。ディストリビューターが動画のオーナーから使用許可を得ていない限り、認められません。
- (f) ディストリビューターが健康情報雑誌のオンライン版の記事を本人のフェイスブックページで共有し、「ビタミン D と鬱病リスク低下の潜在的な相関関係に関する本当に面白い記事です。新しいニュートリライトビタミン D サプリメントについてもっと情報を欲しい場合は、私に連絡して下さい!」とテキストを添えます。これは認められません。なぜなら、この投稿内容はニュートリライトビタミン D サプリメントが鬱病リスクを低下させる効果を実際に有するか、その可能性があることを暗示するからです。アムウェイはこのような広告表現の内容を実証していません。
- (g) ディストリビューターがグーグル画像からベストセラー本の表紙画像をコピーし、これを自分のソーシャルメディアに投稿します。これは認められません。なぜなら、ディストリビューターはこの画像の著作権を持たないからです。

## 楽曲

ディストリビューターがインターネットを介してコピー、編集、演奏、上映、録音、放送またはオンラインストリーミングされた楽曲を使用するには、適用される法令等で別途許可されていない限り、著作権者から事前に適切な譲渡、ライセンス付与、その他許諾を書面で入手しなければなりません。録音された楽曲を使用する場合は、必要となるライセンスや許諾が複数に及ぶことがあります。

ディストリビューターは、著作権対象物の使用許諾の証拠書類を保管し、いつでもアムウェイに提出できるように用意しておいてください。

アムウェイは amwaylive の所定のページでビジネス活動に使用できる楽曲を提供しています。これらの楽曲はディストリビューターが使用できるようにライセンスや許諾を取得しています。

### 【例】楽曲

- (a) ディストリビューターが、L.O.C. の洗剤を使ってキッチンを掃除する動画を作成します。インスタグラムに投稿する前に、amwaylive から BGM を選び、この音楽を入れるための動画編集を行います。これは認められます。なぜなら、amwaylive で利用可能な楽曲は、ディストリビューターのこうしたビジネス活動のために用意されているからです。
- (b) ディストリビューターがアーティストリー商品を使った 20 秒のメイクアップ動画を作成します。フェイスブックページに投稿する前に、BGM として有名歌手が歌う 20 秒の曲を動画に入れます。この楽曲の使用についてディストリビューターが適切なライセンスを取得していない限り、この投稿は認められません。
- (c) ディストリビューターがアムウェイのイベントで行われたライブ演奏を 30 秒の動画に収め、これをフェイスブックページに投稿します。イベントの主催者がこの行為を明確に許諾しているか、ディストリビューターが独自でこのように演奏を撮影して使用する許可を得ていない限り、これは認められません。

## 肖像権／パブリシティ権

ディストリビューターは、ある程度顔が鮮明に写っており個人を特定することができる画像や動画を本人の承認なくデジタルコミュニケーションに使用することはできません。ディストリビューターは他者の肖像権を尊重し、関連する法令等を遵守し、相手から画像や動画の使用を止めるように要請があった場合、直ちにこれに応じてください。

また著名人の氏名や肖像を含むコンテンツなどを使ってディストリビューターがア

ムウェイの商品をプロモーションすることは、その氏名や肖像権から生じる経済的利益ないし価値を利用することになり認められません。ただし、ディストリビューターが事前にその著名人から書面で許可を入手した場合、またはアムウェイがその他の理由でコンテンツを承認した場合は除きます。

### 【例】肖像権／パブリシティ権

- (a) ディストリビューターが浜辺でXSの缶を手にとって自撮りします。背景に何人か人が写り込んでいますが、写真の焦点はディストリビューター本人に当たっており、背景の人達が誰かは簡単には判別できません。ディストリビューターはこの写真を自分のフェイスブックページに投稿し、「XSで元気いっぱい。浜辺の一日を楽しんでいます。XSの入手方法について知りたい方は、私の自己紹介ページにあるリンクを見てね!」というコメントを添えます。これは認められます。ただし、もし写真に写り込んでいる人の個人が特定できる場合、またはその人達の誰かまたは全員から投稿を削除するように依頼があれば、ディストリビューターはこの投稿を削除してください。
- (b) 著名な作家が講演およびサイン会のためにアムウェイのイベントに有償で招かれ、ディストリビューターがこの会場で自撮りした写真の背景にその作家が目立つ形で写っています。このイベント会場での撮影がイベントガイドラインで許可されていればこれは認められます。ただし、撮影が認められているとしても、この作家がアムウェイと何らかの関わりを持っている、またはアムウェイを推奨しているというようなことをディストリビューターは暗示することはできません。
- (c) 有名なスノーボード選手がXSを飲んでいる写真をツイッターに投稿し、ディストリビューターが「これチェックしてみて!トップ選手もXSがお気に入り!」というコメント添えてリツイートします。これは、ディストリビューターがこのスノーボード選手から写真の使用について書面で許可を取り付けていない限り、認められません。
- (d) ディストリビューターが浜辺でXSの缶を手にとって自撮りします。そこへたまたま通りかかった二人の人がディストリビューターに向かって親指を立てて「いいね」ポーズをして、その姿が写真に写り込んでいます。ディストリビューターはこの写真に「浜辺の一日を楽しんでいます。みんなXSがお気に入り!XSの入手方法についてもっと知りたい方は、私の自己紹介ページにあるリンクを見てね」というコメントをつけて投稿します。この二人がディストリビューターの写真の使用について同意していない限り、この行為は認められません。その人達がXSのプロモーションをしている印象を与えるからです。

## 商標の利用

ディストリビューターによるアムウェイまたはアルティコアの商標の複製、配布その他の使用は、アムウェイの事前の書面承認がない限り、認められません。アムウェイまたはアルティコアが会社として所有している商標とロゴのイラスト、商品の画像、および会社関連の画像などは、アムウェイが許可している amwaylive の所定のページからのみ入手することができます。

ディストリビューターが第三者の商標を使用するには、商標権者から事前に適切な譲渡、ライセンス付与、その他許諾をディストリビューターが書面で入手しない限り、その複製、配布またはその他の使用は認められません。

## アムウェイの商標

アムウェイの商標 (Amway ™、Nutrilite ™、Artistry ™、XS ™、および他のブランド、ロゴまたは名称でアムウェイが現在使用しているか将来採用する可能性があるものを含みます) は、アムウェイにとって重要な価値を持つものです。

ディストリビューターは、アムウェイが所有する商標およびロゴのイラスト、商品写真、および会社関連の画像などについては、アムウェイが許可している amwaylive の所定のページから入手できる素材のみを使用し、アムウェイの権利を尊重することを求めます。ディストリビューターはこれら加工などをされていない素材をアムウェイの事前承認を取得せずに使用することができます。

デジタル資産 (フェイスブックやインスタグラムのアカウントまたはウェブサイト等) の作成にあたり、ディストリビューターがアムウェイとの関係を適切に説明するために、自己紹介欄やプロフィール欄、またそれらと同様なエリアにアムウェイが所有するブランド名をテキスト (文字) に限定して使用できます。しかしアムウェイが所有する商標 (製品またはブランド名)、ブランドロゴ、製品の写真を、ドメイン名、アカウント名、ハンドル名、ユーザー名、表示名、ページ名、メールアドレス、プロフィール写真、背景、その他デジタル資産上の同様なエリアに使用することはできません。

アムウェイが許可している amwaylive の所定のページから入手した素材や、その他本項に記載がある場合を除き、ディストリビューターはアムウェイから事前の書面承認を得ない限り、アムウェイの商標の複製、配布、または他の方法での使用を行うことができません。

## 【例】アムウェイの商標

- (a) ディストリビューターがフェイスブックページを作成します。その自己紹介欄に「アムウェイのディストリビューターです。XS スポーツニュートリションに

熱中してます」。これは認められます。なぜなら、アムウェイのブランドを自己紹介欄で使用することは可能だからです。

- (b) ディストリビューターが @amwayking というユーザー名のインスタグラムアカウントを作成します。これは認められません。なぜなら、ディストリビューターはそのユーザー名に「アムウェイ」を使用しているからです。
- (c) ディストリビューターが“My Nutrilite Account”という表示名のツイッターアカウントを作成します。これは認められません。なぜなら、ディストリビューターは表示名の中でアムウェイが所有するブランド Nutrilite を使用しているからです。

### 第三者の商標

ディストリビューターはデジタルコミュニケーションを行う際に、第三者の商標権を侵害しないようにその責任を負っています。第三者が、ディストリビューターまたはアムウェイとの間に何らかの提携や協賛などの関係があるように不当な暗示をするために、第三者の商標を取り上げたり、それを使用したりしてはいけません。

### 【例】第三者の商標

- (a) ディストリビューターが、キッチンで使うアムウェイ商品の使い方のデモンストラーション動画(商品の広告表現に関する規則は完全に守っています)をフェイスブックに投稿します。キッチンカウンターのアムウェイ商品の隣に有名な料理研究家の本が置いてあり、ディストリビューターはその料理研究家のロゴが入った T シャツを着ています。これは認められません。なぜなら、この動画を投稿することで、ディストリビューターまたはアムウェイと、この料理研究家の間に何らかの提携や協賛の関係があるのではと受け止められる可能性があるからです。

### アムウェイへの承認申請

BSM はディストリビューターがグループのディストリビューターや顧客、プロスペクトのフォロー活動、モチベーションアップ、教育、啓発の目的で、ミーティング／イベント、ニュースレター、本、DVD/CD などの種別で運用されています。また BSM には、ソーシャルメディア、アプリ、ウェブサイト、ポッドキャスト、動画などのデジタル形式の種別も含まれます。オンライン上で使用されるデジタル形式の BSM も「アムウェイ倫理綱領・行動規準」および「BSM 規則／制作ガイドライン」を遵守しなくてはなりません。

BSM 規則に基づき承認が必要な BSM は、事前にアムウェイに申請し、審査と承認

を受けなければなりません。デジタルコミュニケーションは BSM に該当しますが、広く一般的に行われているコミュニケーションであるため、この「デジタルコミュニケーション・スタンダード」で特に定めがない限り、アムウェイへの事前承認の申請は不要です。

この「デジタルコミュニケーション・スタンダード」の各項で詳しく定めていますが、アムウェイに事前に申請をして承認が必要なデジタルコミュニケーションは以下のとおりです。BSM 規則に基づき、取扱いにはピン・レベルの制限があります。

- アムウェイ、アルティコアおよび第三者の知的財産が含まれるもの
- 会社が提供していない使用前・使用後の画像および動画（ディストリビューターが制作したもの。ベースメイク／カラーメイク商品を使ったものを除く）。
- ブログ
- 第三者の知的財産が使用されるデジタルイベント
- ディストリビューターが所有も管理もしていない資産上でのデジタルイベント
- ディストリビューターが所有または管理しているデジタル資産上で、プロスペクトが参加し、ビジネス上取り扱いに注意が必要な情報（セールス&マーケティング・プランの説明や BSM の掲載）が含まれるデジタルイベント
- 第三者知的財産を利用したライブストリーミング
- モバイル・アプリケーション
- ポッドキャスト
- 会社が提供していない商品のデモンストレーション（ディストリビューターが制作したもの。ベースメイク／カラーメイク商品や調理器具を使ったもの、および料理のデモンストレーションは除く）
- 動画、音声、録画／保存されたライブストリーミングで、セールス&マーケティング・プランの説明、会社資料の範囲を超えた商品の説明、スポンサーリングの方法、収入の公表、第三者の知的財産が含まれるもの
- ウェブサイト

## ディストリビューター資格の移行(販売)規則

ディストリビューターは、本規則の規定に基づいて、別のディストリビューターにそのディストリビューター資格を販売することができます。なお、アムウェイでは、資格の売買契約内に特定の売買条件を盛り込むことを義務付けています。この売買条件、ならびに売買契約の参考書式は、アムウェイより入手することができます。系列保全の為、保有するディストリビューター資格を売却したいディストリビューターは、以下に定める優先順位に基づき、ディストリビューター資格の売却を提案する必要があります。また、ディストリビューター資格の購入を希望するディストリビューターは、以下に定める一連の規則に定められた条件をすべて満たさなければなりません。

1. ディストリビューター資格を購入できる第一候補者は、インターナショナル・スポンサーです。売買交渉中の購入権は、ディストリビューター資格を売却したいディストリビューターが承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)をすべて満たすインターナショナル・スポンサーが有します。インターナショナル・スポンサーがディストリビューター資格を購入する為には、日本において、ディストリビューターとして活動するための条件を満たさなければなりません。また、スポンサー活動や商品の購入・販売等により、日本で積極的なビジネス活動を行う必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。
2. 第一候補者がディストリビューター資格の購入権を行使しなかった場合は、日本でのフォスター・スポンサーが第二候補者となります。また、ディストリビューター資格を売却したいディストリビューターにインターナショナル・スポンサーがいない場合、売買交渉中の購入権は、スポンサーが有します。フォスター・スポンサーおよびスポンサーは、ディストリビューター資格を売却したいディストリビューターが承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)をすべて満たす必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。
3. 第一および第二候補者によりディストリビューター資格の購入権が行使されなかった場合、ディストリビューター資格を売却したいディストリビューターが個人的にスポンサーしたディストリビューターが、第三候補者として購入権を有し

ます。第三候補者は、ディストリビューター資格を売却したいディストリビューターが承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)をすべて満たす必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。

4. 第一、第二および第三候補者によりディストリビューター資格の購入権が行使されなかった場合、ディストリビューター資格を売却したいディストリビューターの系列上位または系列下位に位置するダイレクト・ディストリビューター(DD)以上で、直近ダイヤモンド DD までのディストリビューターが、第四候補者として購入権を有します。第四候補者は、ディストリビューター資格を売却したいディストリビューターが承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)をすべて満たす必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。
5. 上記に定めたいずれの候補者もディストリビューター資格を購入しなかった場合、ディストリビューター資格の購入権は、系列を問わず、健全なビジネスを遂行するすべてのディストリビューターが有することになります。この場合も、購入権者は、ディストリビューター資格を売却したいディストリビューターが承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)をすべて満たす必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。
6. ディストリビューター資格を購入するディストリビューターは、アムウェイによって定められた条件を満たし、かつ健全なビジネスを遂行している必要があります。売買はすべて、アムウェイによるレビューと承認が必要となり、この手続きを経て初めて売買は有効となります。アムウェイは独自の判断で、売買を承諾または、拒否する権利を有するものとします。アムウェイが売買契約を受領し承認するまでは、ディストリビューター資格の登録者の変更等は認められません。
7. ディストリビューターは、当初の売却提案でディストリビューター資格が売却できなかった場合に引き続きディストリビューター資格を売却したい場合は、新たな売却提案を作成する必要があります。その場合の購入権は、改めて上記に定める第一候補者から順に付与されます。
8. ディストリビューター資格を購入するディストリビューターはアムウェイが定め

た次の各条件を満たしている必要があります。条件が満たされていない場合は、購入に関する交渉は破棄されるか、購入権は行使されなかったものとみなされます。

- ① アムウェイ・セールス & マーケティング・プランおよびアムウェイ・ビジネス・オポチュニティに関して正しいかつ完全な理解 / 十分な知識を有していること。
- ② 「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に関する正しいかつ完全な理解を有しており、ルールを遵守してビジネスを行う意思を有していること。
- ③ 購入するアムウェイ・ディストリビューター資格のビジネスに対し、必要なトレーニングやサポートを提供できるだけの資源を有していること。
- ④ 購入するアムウェイ・ディストリビューター資格のビジネスに影響を与えるマーケットに関する知識を有していること。
- ⑤ 購入するアムウェイ・ディストリビューター資格のビジネスに悪影響を与えるような紛争・対立問題に関与していないこと。

## ゼロトレランス・ポリシー (Zero Tolerance Policy)

ゼロトレランス・ポリシー (Zero Tolerance Policy) : アムウェイ・ビジネスが開業されていない国において許可されていない活動を行った場合、会社が行った行為に対して厳格な措置を講じることを意味します。具体的には下記のような活動がその対象となります。

### [1] アムウェイ・ビジネスが正式に開業されていない国に対する インターナショナル・スポンサリング活動についての注意事項

アムウェイ・ビジネスの開業日、開業予定が公表されていない国において、ディストリビューターがたとえ一対一であってもミーティングを開催することは禁止されています。また Web サイトを通じて勧誘することも不適切な活動としてみなされます。

アムウェイが今後開業されようとしている国の国民に対してアムウェイ・ビジネスの機会について説明し、早期に利益を得ることを目的として当該プロスペクトを国に戻らせるような行為はアムウェイの精神に反し、開業されていない国における活動規則に違反するものです。

アムウェイが正式に新たな市場に開業するに際し、アムウェイは公式にそのマーケットの開業を広報します。そのような広報において開業日や開業前の可能な活動について、またそのマーケットに関する必要情報が伝えられます。アムウェイが正式に開業していない国においては、いかなるディストリビューターもその国を対象とした活動を行うことは認められません。

新たにビジネスを開業する国におけるアムウェイの渉外活動や必要な法律上の手続きがとられたことに関するマスコミの報道を、アムウェイによるニュー・マーケットの公式発表として解釈することはできません。

## **[2] 新規に開業する国およびすでにアムウェイ・ビジネスが開業されている国におけるビジネス活動に関する注意事項**

1. 新たな市場において、ディストリビューターが、自国の系列に属さないディストリビューターに対してインターナショナル・スポンサー活動をしたり、それらのディストリビューターにプロスペクトを紹介したりする行為は、自国の倫理綱領・行動規準に反し、アムウェイの基本理念にも反する不適切な行為です。
2. 自身で作成したアムウェイ・ビジネスにかかわる資料、テープその他のビジネス販促資料(Web サイト、Eメール、その他広告および通信の電子媒体を利用したものを含む)の輸入、使用、販売については、事前にアムウェイの許可を得ていない場合、承認されません。また、ある国でそれらの使用が承認されても、自動的にその他の国、特に新市場やアムウェイが開業されていない国での使用が認められたことにはなりません。
3. アムウェイ商品を販売、デモンストレーション、展示等、自家使用以外の目的で輸入することは厳しく禁止されています。輸入にかかわる必要な許可を得ることなく商品および販促物を輸入することは違反であり、罰金および資料や商品没収、または留置などの厳しい処罰の対象となり得ます。以上の違反はアムウェイの商標、ブランドにかかわる評判や信用の低下を招き、アムウェイが今

後、新市場の開業やアムウェイ商品等の提供をしていく機会を著しく損なうものです。

4. 新たな市場および自国の市場において、いかなる媒体を通じてもプロスペクト募集の広告宣伝をすることは禁止されています。例えば、チラシ、ビラ、掲示板、名刺の不適切な使用、ミーティング予定表の配布、メディアを通じての宣伝や、電話帳や職業名簿等を利用しての勧誘行為、インターネットなどの利用によって不特定多数に向けアムウェイ・ビジネスの機会を広告宣伝することはできません。
5. ディストリビューターはアムウェイの社員や代表者であると公言したり、それを暗示したりすることはできません。また特定の国のアムウェイ代表者であると述べることもできません。
6. ディストリビューターが作成した仮申請書およびプロスペクトが特定の系列における登録を誓約するような類の文書は承認されていません。ディストリビューターがプロスペクトに対し、前もって登録を約束させる目的でリードフォーム(仮申請書)を使用することは全く認められず、法律上の拘束力もありません。リードフォームを利用して、プロスペクトに何らかの制約をさせたり、義務付けをしたりすることはできません。また、プロスペクトに対し、リードフォームに署名させたり、そのコピーを渡したりすることは認められません。
7. アムウェイ・ビジネスが開業されていない国に居住するプロスペクトをその国において、あるいはすでに開業されている国において開催されるディストリビューター主催あるいは会社主催のミーティングに招待することはできません。
8. アムウェイ・ビジネスが開業されていない国においてアムウェイのセールス・プランについて説明すること、アムウェイ商品(またはアムウェイが提供する商品)を輸入、販売することは認められません。

### **[3] アムウェイ・ビジネスが開業されていない国において、 許可されていない活動を行った場合の罰則**

1. 不適切な活動に関する苦情は書面にてアムウェイに提出し、調査および対応を

依頼する必要があります。アムウェイは報告された内容について調査し適切な対応を行います。

2. 不適切な活動を行ったとアムウェイが判断したディストリビューターに対し、罰則を与えます。これには新たに開業される市場におけるディストリビューター登録申請の拒否、ビジネス活動の停止や解約処分も含まれます。また、開業されていない国における承認されない活動によって獲得したボーナスや認定は取り消され、違反ディストリビューターに対し新市場でのビジネス活動が禁止されません。
3. 解約措置がとられた場合、ディストリビューターは倫理綱領に基づき異議申し立てをすることができます。
4. ダイレクト・ディストリビューターはインターナショナル・ビジネスにかかわっているグループ内ディストリビューターのすべてに、これらの規則を十分に認識させる責任があります。また、それらのグループ内ディストリビューターのすべてが個々にその規則を遵守する責任があります。
5. 違反者は、アムウェイが承認していない活動により、勧誘または連絡した人々すべての氏名および住所を提出する必要があります。

## インターナショナル・スポンサリング・ポリシー

ディストリビューターは、以下の2つの方法により海外でアムウェイ・ビジネスを構築することができます。

- ①他のディストリビューターのインターナショナル・スポンサー（以下「IS」といいます。）となる
- ②自身の No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を立ち上げ、そのビジネスの IS となる

他のディストリビューターもしくは自身の No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)の IS となる際、またインターナショナル・スポンサリング活動をする際には、法律、

アムウェイの規則、ポリシーおよび適宜規定されるビジネス規則(アムウェイの規則とポリシー)に従わなければなりません。これら従わなければならない規則等には、以下に記載するポリシーが含まれます。

## 1. インターナショナル・スポンサリング

インターナショナル・スポンサリングとは、ディストリビューター (IS) が、他のマーケットに住むプロスペクト (インターナショナル・スポンサリングされたディストリビューター) にアムウェイ・ビジネスを紹介し、スポンサーとなることです。インターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターは、海外からは IS のサポートを、そして国内からはフォスター・スポンサー (以下「FS」といいます。) のサポートを受けます。

A. IS は、インターナショナル・スポンサリングしたディストリビューターに対して、第一義的かつ継続的責任を負います。

### 1. IS がしなければならないこと

- a. IS は、インターナショナル・スポンサリングされるディストリビューターと個人的な知り合いでなければならず、その方に直接ビジネスを紹介しなければなりません。そのため、その方は登録の際に IS の名前を登録用紙にきちんと記載することができるはずでです。
- b. IS は、直接またはアムウェイを通して、インターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターをその国内でサポートする FS を手配しなければなりません。
- c. IS は、インターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターと定期的にコミュニケーションをとり、そのマーケットに適した形でかつ現地アフィリエイトとの契約上の義務を守る形でビジネス構築ができるようサポートしなければなりません。
- d. IS は、インターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターに対して FS が国内からのサポートを継続して提供できるよう、FS ともコミュニケーションを取り、サポートしなければなりません。

### 2. IS がしてはいけないこと

- a. IS は、FS がインターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターに対して提供するサポートやトレーニングを阻害してはいけません。

- b. IS は、現地で適用されている法律やアムウェイの規則とポリシーで許可された範囲を超えて、ビジネス活動を行ってはいけません。
  - c. IS は、インターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターに対して、そのマーケットのアムウェイ・セールス&マーケティング・プランを提示してはいけません。（これは FS、もしくは現地アムウェイの役割です）
  - d. IS は、海外の製品、資料、販売促進ツール、トレーニング資料などを、インターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターに対して提供してはいけません。
3. IS は、インターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターがいるマーケットの外から IS としての責任を果たさなければなりません。IS は、現地で適用されている法律やアムウェイの規則とポリシーで許された範囲内で、海外マーケットに渡航することができます。
- B. FS は、アムウェイのセールス&マーケティング・プランをインターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターに対して提示 / 説明しなければなりません。また、アムウェイの規則とポリシーに従い、インターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターに対してトレーニング、教育、指導、激励をする責任を負います。
- C. インターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターは、登録申請書を記入する際に、IS と FS の名前およびディストリビューター番号も記載します。
- 1. 国内のスポンサーがプロスペクトにアムウェイ・ビジネスを紹介した場合、IS は存在しません。この場合、ディストリビューターの登録申請書には IS の記載をしません。
  - 2. インターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターは、直接アムウェイ・ビジネスを紹介してくれた IS がいる場合のみ、その人を IS として登録申請書に記載します。
  - 3. インターナショナル・スポンサリングされたディストリビューターの登録申請書が提出され、アムウェイがいったん受理すると、アムウェイの規則とポリシーに基づいて変更が必要と判断されない限り、登録用紙に記載された IS を変更することはできません。
- D. IS は、インターナショナル・スポンサリングがアムウェイ・セールス & マーケティ

ング・プランを操作するものだとアムウェイに判断された場合、アムウェイは独自判断でアムウェイ・セールス&マーケティング・プランに基づく表彰や報酬を拒否することができるということを、理解していなければなりません。

## II.No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)

アムウェイが開業しているマーケットには、外国人によるアムウェイ・ビジネスの所有および運営が法律によって許可されているところがあります。こういった場合において、アムウェイのビジネスをすでに持っているディストリビューターがそのマーケットにてアムウェイ・ビジネスを立ち上げるとき、その新しいビジネスをNo.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)として位置づけ、ディストリビューターは、そのビジネスを自身でインターナショナル・スポンサリングしなければなりません。

- A. 別のマーケットで No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築するには、いずれかのマーケットで DD 以上の資格を達成していることが条件となります。No.2 ビジネス設立の前に学習マニュアルの内容をよく理解していただくことを推奨します。アムウェイに登録しているマーケット以外のマーケットに居住しているディストリビューターは、DD の資格がなくてもその居住しているマーケットで No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築し運営できる場合があります。また、ディストリビューターは、DD の資格がなくても、アムウェイに登録しているマーケット以外のマーケットに自身の親、子または兄弟が居住している場合、その親、子又は兄弟が居住しているマーケットで No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築し運営できる場合があります。その際は、居住証明を提出すること、またその国でアムウェイ・ビジネスを構築し運営する資格があることが条件となります。2018年9月1日より、日本アムウェイでは、前会計年度のダイヤモンド・ボーナス受給資格者以上でなければ、ディストリビューターに別のマーケットでのNo.2ビジネス構築を許可していません。中国アムウェイでは、シニア・セールスマネージャー・レベル以上でなければ、セールス・レプレゼンタティブに別のマーケットでの No.2 ビジネス構築を許可しておらず、No.2 ビジネス認定テストに合格する必要があります。
- B. 海外で No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を立ち上げる際には、ディストリビューターは自身の既存のビジネスをその No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)の IS として登録しなければなりません。
- C. No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を立ち上げる前に、そのマーケットで外

国人であるディストリビューターは、アムウェイに認定されなければなりません。またアムウェイの規則およびポリシーならびに現地の法律をきちんと理解し、遵守しなければなりません。特に、No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を持つディストリビューターは、IS としての責任も果たさなければなりません。また、直接 No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)の系列下位ディストリビューターに対してトレーニングやサポートを提供する、もしくはそういったものを提供してもらうための手はずを整えるなど、バランスのとれた No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築しなければなりません。

- D. ディストリビューターがアムウェイのマーケットの中でマルチプル・ビジネスを所有している場合、そのディストリビューターは自身のマルチプル・ビジネスの系列下位においてのみ、インターナショナル・スポンサリングをすることができます。
- E. No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築するディストリビューターは、自身がビジネスを行うマーケットの規則とポリシーで規定されている責任を常に果たさなければなりません。

### III. インターナショナル・スポンサリングに関するポリシー

アムウェイに登録する際、ディストリビューターは自分のスポンサーおよび / もしくは IS を明確にしなければなりません。すべてのマーケットにおいて同じスポンサー系列に属さなければならぬわけではありません。既存のディストリビューター(およびプロスペクト)に対してスポンサリングを行う場合はアムウェイの規則とポリシーに従わなければならない。適切でない形でスポンサリングが行われた場合、アムウェイによる措置が取られることがあります。

- A. 知り合いのディストリビューターをインターナショナル・スポンサリングし、もしくは No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築しようとする場合、個人的にスポンサリングしたディストリビューターのみインターナショナル・スポンサリングすることができます。自分が直接スポンサーしていない既存のディストリビューターをインターナショナル・スポンサリングすることは、たとえそれが自身のグループに属するディストリビューターがスポンサーしたディストリビューターであったとしても、他の系列に属するディストリビューターだったとしても、アムウェイの規則とポリシーの違反行為として見なされます。
- B. この他にもアムウェイの規則とポリシーによって、より厳しい制限が課せられている場合があります。例えば、No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築し

ているディストリビューターが他のディストリビューター（たとえ自身がスポンサーしているディストリビューターであっても）をスポンサリングすることを許可していないマーケットもあります。ディストリビューターは、自己責任で現地のアフィリエイトにコンタクトをとり、現地の規則やポリシーを確認してください。

本ポリシーは 2015 年 1 月 1 日に発表され、同日付で発効されました。